伯耆町こども計画



令和７年３月

【令和８年４月一部変更】

伯 耆 町

目　次

第１章　計画の策定にあたって
１．計画策定の趣旨…… 1
２．計画の位置づけ…… 1
３．計画の策定体制…… 1
４．計画の期間…… 2
５．計画の対象…… 2

第２章　町の状況等
１．人口・世帯等の動向…… 3
２．アンケート調査結果…… 20
３．こども・若者・子育てをめぐる現状と課題…… 30
４．成果指標の状況…… 32

第３章　計画の基本的な考え方
１．計画の基本理念…… 33
２．計画の基本目標…… 33
３．施策の体系…… 34

第４章　施策の展開
１．こどもまんなか社会の実現に向けたまちづくり…… 35
２．こども・若者が健やかに育つまちづくり…… 38
３．子育てに喜びを感じることのできるまちづくり…… 47
４．地域全体でこども・若者・子育てを支えるまちづくり…… 52

第５章　第３期子ども・子育て支援事業計画
１．教育・保育提供区域の設定…… 56
２．量の見込み及び確保方策…… 57

第６章　計画の推進に向けて
１．計画の推進体制…… 67
２．計画の進行管理…… 68

関係資料　・伯耆町子ども・子育て会議条例…… 69
・伯耆町子ども・子育て会議委員名簿…… 71

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

本町では、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から平成31年度までの５年間を計画期間とする「伯耆町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和２年度からは「第２期伯耆町子ども・子育て支援事業計画（以下「第２期計画」という。）」を策定し、幼児期の教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進してきました。

令和５年４月１日には「こども基本法」が施行され、この「こども基本法」において、市町村には国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられました。

第２期計画が令和６年度末をもって終了することから、第２期計画の進捗状況や「こども基本法」に示されている趣旨、国の大綱、鳥取県の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現に向けて「伯耆町こども計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

２．計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、本町の最上位計画である「総合計画」、福祉分野の上位計画である「地域福祉推進プラン」や教育振興の基本となる「教育振興基本計画」等との整合を図りながら策定しています。

また、第２期計画に位置付けた「市町村行動計画」に加え、新たに「市町村子ども・若者計画」「市町村計画」を包含した計画です。

■包含する計画（根拠法令）

・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
・市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）

３．計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者、小学５年生・中学２年生の児童生徒及びその保護者を対象にアンケート調査を実施するとともに、様々な統計資料を活用し、計画策定に反映しました。

これらを基にして素案の作成を行い、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者などから構成される「伯耆町子ども・子育て会議」での審議、パブリックコメント（意見公募）を経て策定しました。

４．計画の期間

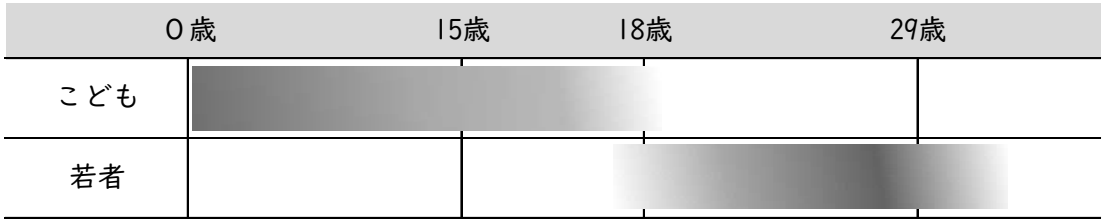
本計画は令和７年度から令和11年度までの５年間を計画期間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。

５．計画の対象

本計画の対象は、こども、若者、妊娠期の方及び子育て家庭を対象とします。計画の対象となるこどもや若者は、原則として０歳から概ね29歳までとします。

ただし、一部の施策によっては、年齢を拡大して対象としているものもあります。

（こども・若者の対象年齢イメージ）



・本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

※特別な場合とは、例えば、

・法令に根拠がある語を用いる場合
・固有名詞を用いる場合
・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

・百分率による集計の表記について

本計画書の中の百分率による集計では、全体を100%として算出し、小数第２位を四捨五入、小数第１位までを表記しています。このため、割合の合計が100%にならないことがあります。

第２章　町の状況等

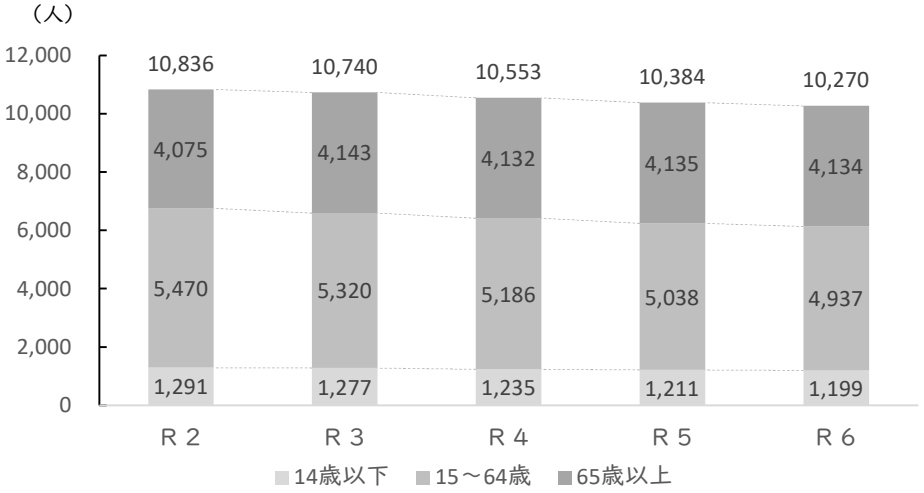
１．人口・世帯等の動向

（１）総人口及び年齢３区分別人口の推移

本町の総人口は平成31年に11,000人を割り、それ以降も年々減少しています。

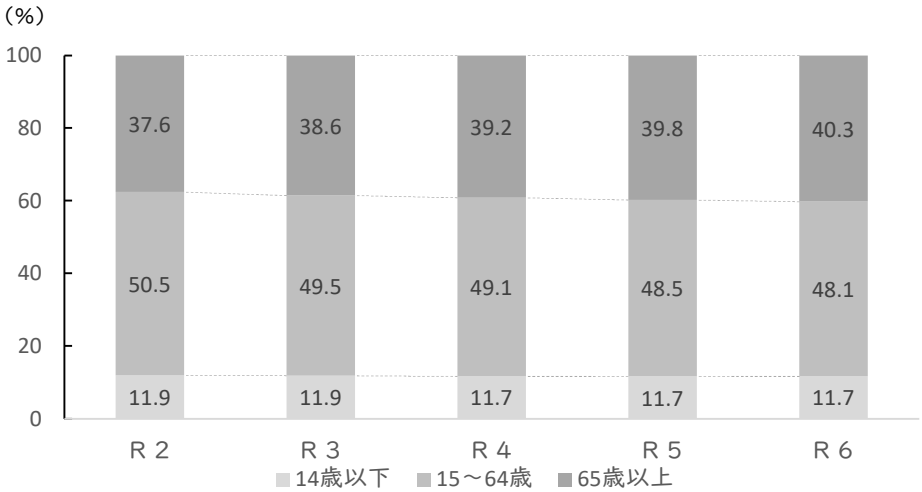
令和２年から令和６年までの５年間では566人減少しました。また、年齢３区分別で見ると、14歳以下の年少人口は92人、15～64歳の生産年齢人口は533人減少した一方で、65歳以上の高齢者人口は59人増加となり、令和６年では高齢化率が40.3%と令和２年と比べて2.7%増加しています。

■ 総人口及び年齢３区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

■ 年齢３区分別人口の構成割合の推移



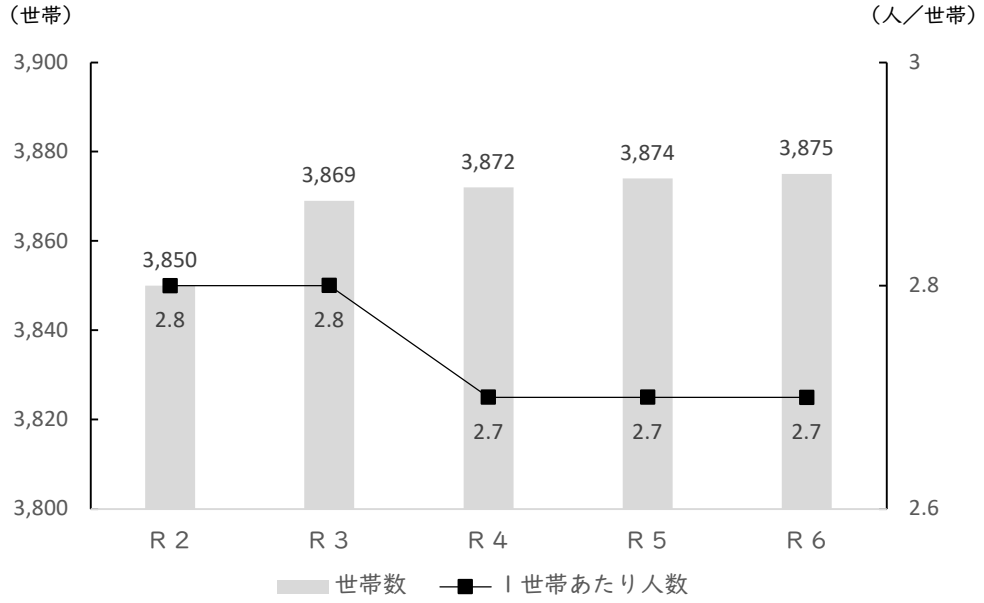
資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

（２）世帯数の推移

世帯数は集合住宅の建設や住宅団地の小規模宅地開発等により、令和２年から令和６年までの５年間で25世帯増加しています。

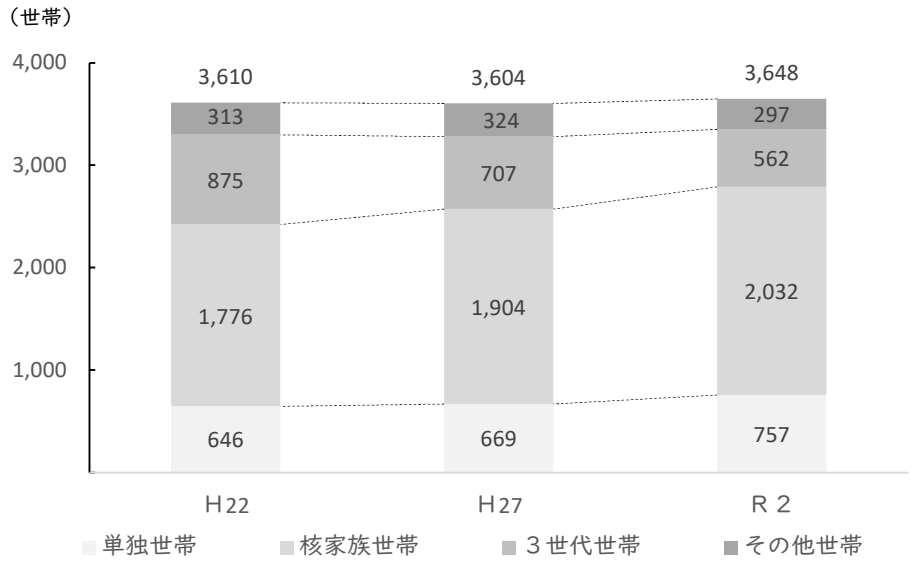
また、世帯構成別では、単独世帯や核家族世帯は増加していますが、３世代世帯は減少しています。

■ 世帯数・１世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

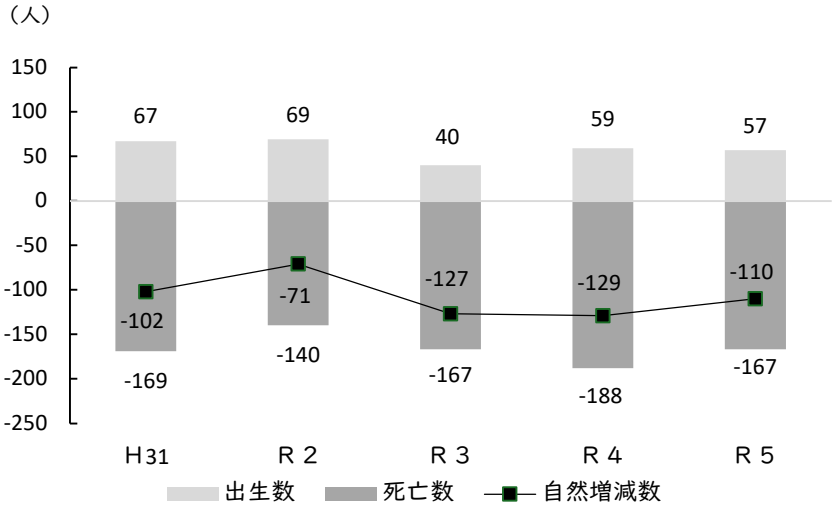
■ 世帯構成別の推移



資料：国勢調査（各年10月１日時点）

（３）自然動態（出生数と死亡数）の推移

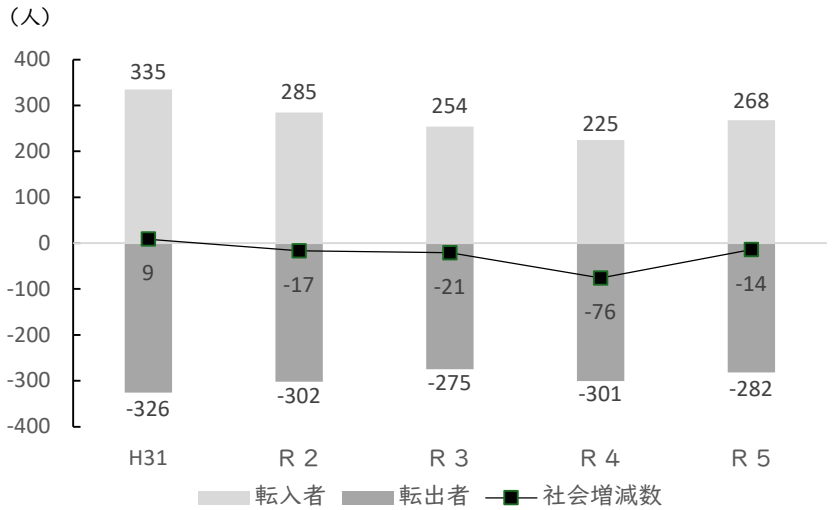
自然動態は、いずれの年も死亡数が出生数を大幅に上回っています。



資料：鳥取県人口移動調査

（４）社会動態（転入者数と転出者数）の推移

社会動態は、転出者数が転入者数を上回っており、社会減の傾向が続いています。



資料：鳥取県人口移動調査

（５）生活保護受給者数・受給世帯数の推移

生活保護の受給者数及び受給世帯数はほぼ横ばいで、特に高齢世帯の割合が多くなっています。

	世帯数（世帯）	世帯類型別					受給者数（人）
		高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	
Ｒ２	31	25	0	2	2	2	34
Ｒ３	32	26	1	2	2	1	35
Ｒ４	32	26	1	2	1	2	35
Ｒ５	36	29	0	3	2	2	37
Ｒ６	32	23	1	3	2	3	34

資料：生活保護台帳（各年４月１日時点）

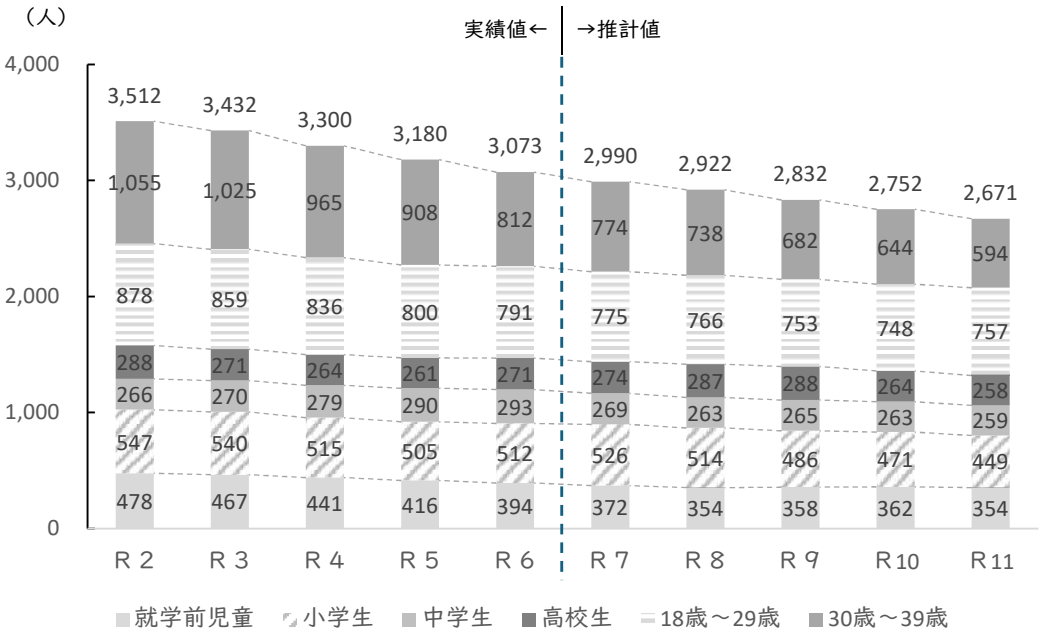
（６）こども・若者の状況

ア　こども・若者人口の推移・推計

こども・若者（０歳～39歳）の人口については、令和７年には3,000人を割り、総人口と同様に減少すると見込まれます。

（単位：人）

	実績値					推計値				
	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
0歳	75	58	46	59	56	54	55	54	52	51
1歳	78	77	59	52	62	60	57	59	57	55
2歳	80	85	79	54	52	63	61	58	60	58
3歳	90	82	85	81	58	54	66	64	60	63
4歳	70	92	81	85	80	59	55	67	65	61
5歳	85	73	91	85	86	82	60	56	68	66
6歳	92	86	72	91	86	87	83	61	56	69
7歳	76	92	86	71	91	86	87	83	61	56
8歳	88	75	94	88	72	92	87	88	84	62
9歳	102	86	76	95	91	73	93	88	89	85
10歳	101	100	86	74	97	91	73	93	88	89
11歳	88	101	101	86	75	97	91	73	93	88
12歳	89	87	102	102	90	76	98	92	74	94
13歳	96	88	89	99	104	90	76	98	92	74
14歳	81	95	88	89	99	103	89	75	97	91
計	1,291	1,277	1,235	1,211	1,199	1,167	1,131	1,109	1,096	1,062

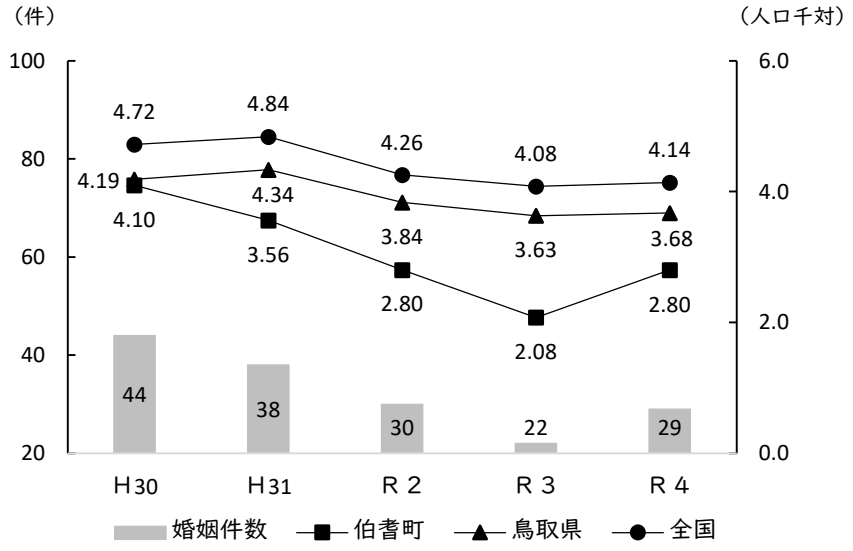


資料：実績値は住民基本台帳（各年４月１日時点）、推計値は実績値をもとにコーホート変化率法で算出

【コーホート変化率法】
　各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

イ　婚姻件数・婚姻率の推移

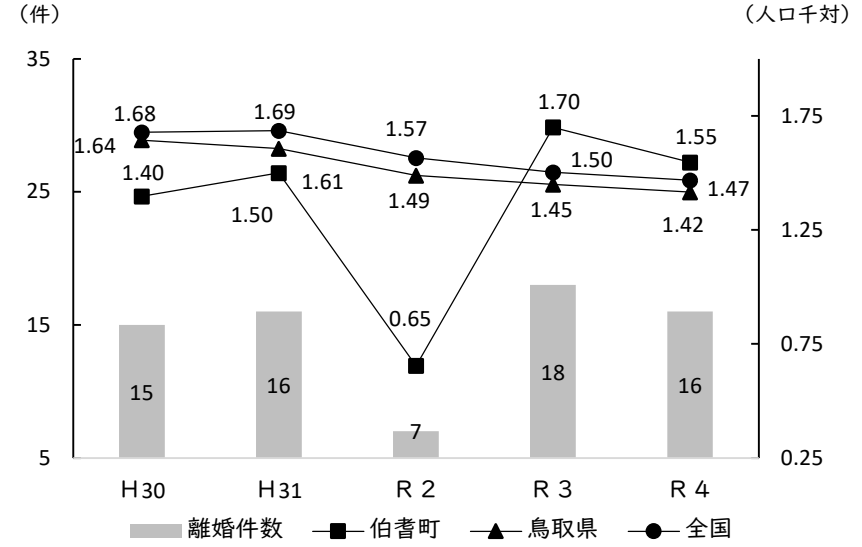
　婚姻件数は、令和３年までは減少していましたが、令和４年に若干増加しました。また、人口千人に対する婚姻率は、いずれの年も全国及び鳥取県を下回っています。



資料：鳥取県人口動態統計

ウ　離婚数・離婚率の推移

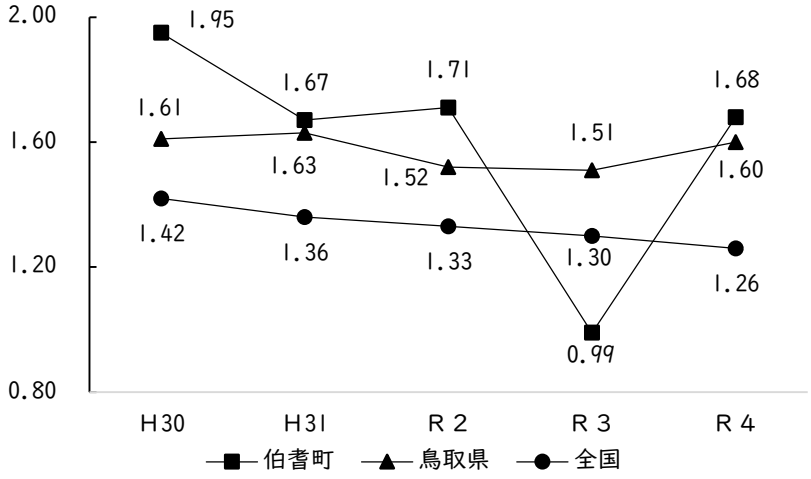
離婚件数は、増減を繰り返しています。また、人口千人に対する離婚率は、令和３年・令和４年ともに全国及び鳥取県を上回っています。



資料：鳥取県人口動態統計

エ　合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和３年を除くと全国及び鳥取県を上回っています。



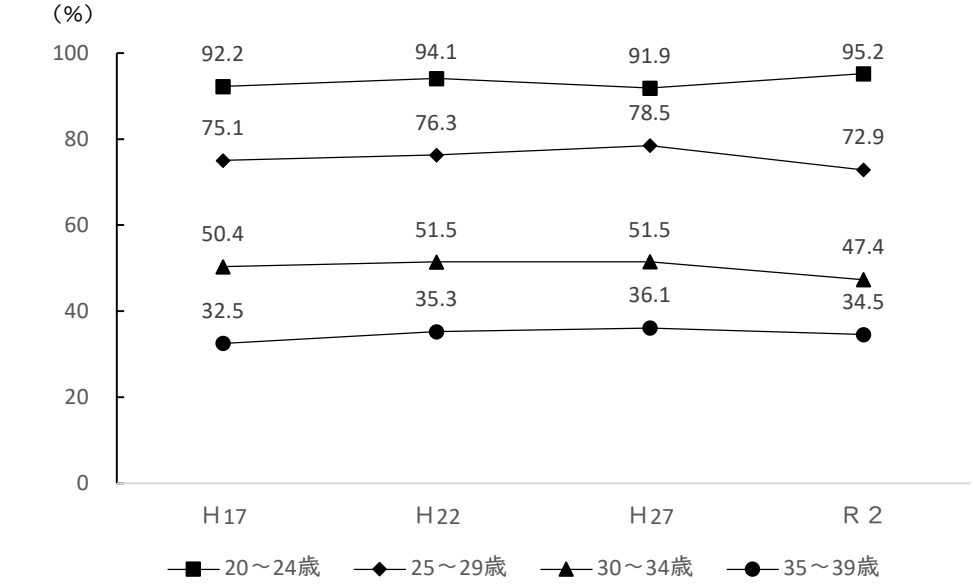
資料：鳥取県人口動態統計

【合計特殊出生率】
15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

オ　未婚率の推移

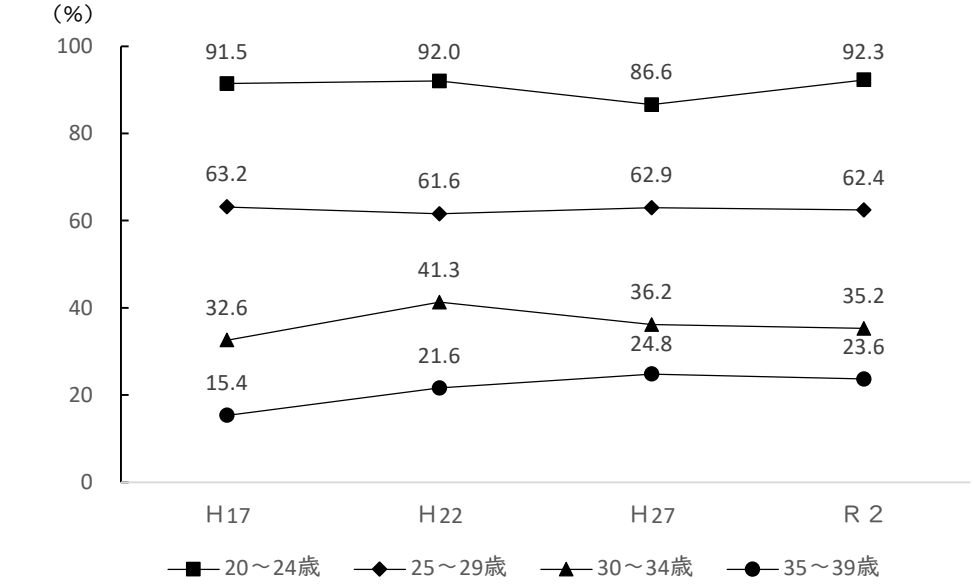
未婚率は、ほぼ横ばいとなっています。平成 17 年から令和２年までの期間では、女性の 35～39 歳が最も増加しています。

＜男性＞



資料：国勢調査

＜女性＞



資料：国勢調査

カ　児童虐待の推移

児童虐待の件数は、減少しています。内訳を見ると、種類別では「養育能力」が最も多くなっています。

＜種類別＞　（単位：件）

	H31	R２	R３	R４	R５
身体的虐待	5	4	5	4	2
性的虐待	0	0	0	0	0
ネグレクト	5	1	2	2	0
心理的虐待	4	1	5	3	1
養育能力	10	31	23	25	6
その他	20	5	5	4	1
計	44	42	40	38	10

（７）子育て家庭等の状況

ア　保育所等の状況

町内には、公立の認可保育所が５か所、地域型保育事業所が１か所ありますが、入所児童の減少のため、令和５年度から二部保育所を休所しています。

＜町内の保育所等一覧＞

施設名	住所	定員（人）	受入年齢	開所時間	
				月～金曜日	土曜日
あさひ保育所	真野1262-1	45	１歳～	7:30～18:30	7:30～12:30
ふたば保育所	吉長63-1	105	１歳～	7:30～19:00	7:30～18:30
こしき保育所	大殿2574	140	３か月～	7:30～19:00	7:30～18:30
溝口保育所	溝口348	100	３か月～	7:30～19:00	7:30～18:30
二部保育所	二部543-1	30	１歳～	7:30～18:30	7:30～12:30
小規模保育所 こどもパル （地域型保育事業所）	大殿1081-7	19	３か月～２歳児	7:30～19:00	7:30～18:30

※このほか、認可外保育園の森のようちえん michikusa（二部 647、定員 18 人）があります。

【地域型保育事業所】
少人数の単位で０～２歳の子どもを預かる保育事業所のこと。

■ 認定区分別のこども数の推移

認定区分別のこども数は、１号認定及び２号認定はほぼ横ばいで推移していますが、３号認定（１～２歳児）は年々減少しています。

＜認定区分別＞　（単位：人）

認定区分	H31	R２	R３	R４	R５
１号認定	19	25	21	27	22
２号認定	222	219	219	228	229
３号認定（０歳児）	43	54	39	34	40
うち育休延長希望	11	20	10	10	10
３号認定（１～２歳児）	130	137	136	120	98
計	414	435	415	409	389

【認定】
保育所や幼稚園等の利用を希望する場合、利用のために市町村の認定を受ける必要があります。年齢や利用を希望する施設により認定区分（１号～３号）が異なります。なお、「○号認定」という呼び名は、これらの認定区分の法的根拠「子ども子育て支援法第19条第○号」に基づきます。
【１号認定】
満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、２号認定以外のものに対して、幼稚園等で教育・保育を実施します。
【２号認定】
満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の就労又は疾病等により家庭で必要な保育を受けることが困難であるものに対して、保育所等で保育を実施します。
【３号認定】
満３歳未満のこどもであって、保護者の就労又は疾病等により家庭で必要な保育を受けることが困難であるものに対して、保育所や地域型保育事業等で保育を実施します。

■ 入所児童数の推移

入所児童数は町全体で減少傾向にあり、保育所別ではほぼ横ばいもしくは減少傾向となっています。年齢別で見ると、出生数の減少に伴う年度ごとの差はあるものの、０歳と３歳以上はほぼ横ばいとなっています。

＜保育所別＞　（単位：人）

施設名	H31	R２	R３	R４	R５
あさひ保育所	36	38	39	40	40
ふたば保育所	88	90	99	96	90
こしき保育所	144	144	137	131	129
溝口保育所	73	70	71	72	72
二部保育所	22	15	8	7	
小規模保育所 こどもパル	18	18	17	17	15
計	381	375	371	363	346

＜年齢別＞　　（単位：人）

年齢	H31	R２	R３	R４	R５
０歳	29	28	26	22	27
１歳	61	59	61	48	45
２歳	69	71	68	69	49
３歳	64	76	73	73	72
４歳	76	68	76	76	77
５歳	82	73	67	75	76
計	381	375	371	363	346

※各年度の３月１日時点（広域入所委託児童を含む）、年齢は４月１日の満年齢。

■ 各保育事業の利用状況の推移

（単位：人）

事業名	H31	R２	R３	R４	R５	実施場所
延長保育事業 （実利用者数）	71	55	54	56	46	ふたば保育所 こしき保育所 溝口保育所 小規模保育所 こどもパル
一時保育事業 （延利用者数）	33	114	138	38	74	こしき保育所 溝口保育所
休日保育事業 （延利用者数）	24	7	14	13	35	こしき保育所

イ　小学校の状況

町内には、公立の小学校が４校あります。

学校名	住所	学校名	住所
岸本小学校	吉長78-2	溝口小学校	溝口309
八郷小学校	真野971	二部小学校	二部1617

■ 児童数の推移

児童数は、令和元年と令和５年を比較すると、全体では38人減少しています。

学校別で見ると、岸本小学校では増加しましたが、その他の小学校（八郷小学校、溝口小学校、二部小学校）では減少となっています。

＜学校別＞　（単位：人）

学校名	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
岸本小学校	307	319	318	319	328
八郷小学校	68	64	65	57	49
溝口小学校	128	122	117	102	93
二部小学校	39	43	43	35	34
計	542	548	543	513	504

＜学年別＞　（単位：人）

学年	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
１年生	78	94	85	70	91
２年生	87	77	94	85	70
３年生	101	88	77	94	88
４年生	100	101	86	77	94
５年生	88	100	100	86	75
６年生	88	88	101	101	86
計	542	548	543	513	504

※各年度の５月１日時点（教育委員会調べ）。

ウ　中学校の状況

町内には、公立の中学校が２校あります。

学校名	住所	学校名	住所
岸本中学校	吉長90-1	溝口中学校	長山481

■ 生徒数の推移

生徒数は、令和元年と令和５年を比較すると、全体では17人増加しています。

学校別で見ると、溝口中学校ではほぼ横ばいですが、岸本中学校では増加となっています。

＜学校別＞　（単位：人）

学校名	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
岸本中学校	182	193	198	195	197
溝口中学校	87	74	75	80	89
計	269	267	273	275	286

＜学年別＞　（単位：人）

学年	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
１年生	97	88	88	99	99
２年生	82	97	88	88	98
３年生	90	82	97	88	89
計	269	267	273	275	286

※各年度の５月１日時点（教育委員会調べ）。

エ　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

全ての小学校区に設置しています。二部小学校区のたくしクラブは、補助金によって保護者等が運営しています。

区分	施設名	住所	定員（人）	開所時間
町立	岸本放課後児童クラブ	吉長65-4	80	月～金曜日／下校時～18:30 土曜日／8:00～18:30 学校長期休業／8:00～18:30
	溝口放課後児童クラブ	溝口307	40	
	八郷放課後児童クラブ	真野1018	25	
その他	たくしクラブ（二部小学校区）	二部1617	15	

■ 利用者数の推移（町立のみ）

利用者数は、八郷と溝口の放課後児童クラブではほぼ横ばいですが、岸本放課後児童クラブでは増加しています。

＜放課後児童クラブ別＞　（単位：人）

施設名	H31	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
岸本放課後児童クラブ	72	83	74	80	89
溝口放課後児童クラブ	30	22	26	29	29
八郷放課後児童クラブ	19	20	21	23	16
計	121	125	121	132	134

＜学年別＞　（単位：人）

学年	H31	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
１年生	31	42	44	38	42
２年生	41	31	33	40	37
３年生	27	27	24	29	33
４年生	15	18	13	14	12
５年生	4	5	4	7	6
６年生	3	2	3	4	4
計	121	125	121	132	134

※各年度の４月１日時点の申込児童数。

オ　放課後子供教室の状況

平成27年度から２つの小学校内で開催しています。放課後児童クラブと連携して運営しています。

教室名	開催場所	開催日	内容
岸本放課後子供教室	岸本小学校	火・水・木	交流活動、学習活動、体づくり等
溝口放課後子供教室	溝口小学校	月・火・木	

■ 申込児童数及び開催回数の推移

申込児童数及び開催回数は多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

＜放課後子供教室別＞

		H31	R２	R３	R４	R５
岸本	申込児童数（人）	83 (63)	90 (74)	71 (56)	77 (47)	81 (59)
	開催回数（回）	90	82	100	84	97
溝口	申込児童数（人）	35 (24)	21 (17)	39 (26)	33 (24)	31 (22)
	開催回数（回）	72	81	95	71	86

※申込児童数欄の（　）内の数字は、放課後児童クラブも利用している児童数。

カ　子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の状況

直近の利用は令和３年度しかありませんが、委託を継続し受入先を確保しています。

実施方法	施設名等
委託	米子聖園天使園（米子市上後藤） 米子聖園ベビーホーム（米子市上後藤） 光徳子供学園（大山町名和） 里親 ※

※令和３年度から鳥取県が認定した里親を追加。

■ 延利用者者数の推移

（単位：人）

	H31	R２	R３	R４	R５
延利用者数	0	0	8	0	0

キ　乳児家庭全戸訪問事業の状況

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する相談や養育環境の把握等をしています。

訪問者数は年度ごとの増減はありますが、出生数が減少しているため、減少傾向となっています。

■ 訪問者数の推移

（単位：人）

	H31	R２	R３	R４	R５
訪問者数	71	58	45	55	57

ク　養育支援訪問事業の状況

養育に関する相談や助言、指導等の支援をしています。

また、令和４年度からは子ども家庭総合支援の拠点の取組を開始して、早期に養育支援を必要とする家庭を把握し、早い段階で養育支援を導入する実施体制を構築しました（委託先：児童家庭支援センター米子みその、米子聖園ベビーホーム）。

訪問家庭数は、実施体制の充実に伴い増加傾向となっています。

■ 訪問家庭数及び訪問回数の推移

	H31	R２	R３	R４	R５
訪問家庭数（世帯）	3	9	8	17	19
訪問回数（回）	18	56	141	73	262

ケ　子育て世帯訪問支援事業の状況

家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等を訪問し、家事・育児等の支援をしています。

■ 延利用者数の推移

（単位：人）

	H31	R２	R３	R４	R５
延利用者数	－	－	－	－	9

コ　地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の状況

母子保健事業との連携強化や土曜日の開所、出張子育て支援センターなど、利用ニーズに合わせて運営をしています。

開所日数や延利用者数は、年度ごとに増減はありますが、増加傾向になっています。

施設名	住所	開所日時
子育て支援センター	大殿1010（岸本保健福祉センター内）	月～金曜日／ 9:00～11:30、13:30～16:00 第2・4土曜日／9:00～11:30

※月に1回、溝口保育所で出張子育て支援センターを開催。

■ 開所日数及び延利用者数の推移

	H31	R２	R３	R４	R５
開所日数（日）	259	247	255	245	251
延利用者数（人）	2,173	2,393	2,247	2,793	3,857

サ　病児・病後児保育事業の状況

近隣の他市町村との共同実施を行っています。

延利用者数は、年度ごとに増減しています。

実施方法	施設名
委託（共同実施）	病児看護センターベアーズデイサービス（米子市榎原） 病児保育かるがも（米子市両三柳） 病児保育ペンギンハウス（米子市西福原） 日野病院

■ 延利用者数の推移

（単位：人）

	H31	R２	R３	R４	R５
延利用者数	88	11	75	16	46

シ　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の状況

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、アドバイザーが仲介する、地域での相互援助をサポートしています。

■ 延利用件数の推移

（単位：件）

	H31	R２	R３	R４	R５
延利用件数	－	－	－	51	42

ス　妊婦健診事業の状況

すべての妊婦に対して定期的に健診を受けるための受診券を配布しています。

実施方法	実施場所	受診回数
委託	各医療機関	１人つき受診券14回分を交付 ※多胎妊婦の場合は、別に５回

■ 妊婦数及び延受診回数の推移

	H31	R２	R３	R４	R５
妊婦数（人）	99	82	80	81	80
延受診回数（回）	903	682	620	763	644

セ　子育て世代包括支援センターの状況

母子保健や子育て全般に関する相談支援を行っています。

各事業の参加者数等は、年度ごとに増減しています。

■ 各事業の参加者数等の推移

事業名		H31	R２	R３	R４	R５
妊婦歯科健康診査（人）		31	23	23	13	21
赤ちゃん相談会（人）		53	19	12	25	34
助産師訪問ケア（人）		3	6	4	2	2
産後ケア	ショートステイ（人） ※【　】は年間延利用日数	1	5	4	6 【29】	7 【28】
産後ケア	デイケア（人） ※【　】は年間延利用日数	7	4	1	4 【10】	13 【52】
にこにこ親子教室（人）		38	32	16	25	20
離乳食講習会（人）		58	43	9	19	35
幼児食育教室（人）		未開催	13	2	2	10

ソ　乳児家庭保育支援手当支給事業の状況

家庭で乳児を保育している保護者を対象に、手当を支給しています。

令和３年度からは支給期間を１歳６か月まで拡大しました。

■ 支給月数及び受給者数の推移

			H31	R２	R３	R４	R５
～12か月	育休中	支給月数（月）	123	118	81	89	106
		受給者数（人）	39	38	34	31	38
	その他	支給月数（月）	233	185	117	139	141
		受給者数（人）	38	37	26	27	27
全ての対象者 13～18か月		支給月数（月）			137	77	128
		受給者数（人）			29	23	35

タ　児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者数の状況

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等を対象に、児童扶養手当を支給しています。

また、20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に特別児童扶養手当を支給しています。

２つの手当の受給者数ともに、年度ごとで多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

■ 各手当の受給者数の推移

（単位：人）

	H31	R２	R３	R４	R５
児童扶養手当	77	86	87	79	75
特別児童扶養手当	28	30	31	33	31

チ　就学援助制度の状況

義務教育を受けている児童生徒の保護者で、経済的に困窮している方に学用品・給食費などを支給しています。

受給児童生徒数は、年度ごとで多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

■ 受給児童生徒数の推移

（単位：人）

	H31	R２	R３	R４	R５
小学校	54	59	56	53	54
中学校	33	31	30	31	40

２．アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、こどもや子育ての現状、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用ニーズを把握するためアンケート調査を実施しました。

（１）調査等の概要

調査種類	子ども・子育て支援に関するアンケート調査	子育てに関するアンケート調査	こども計画づくりについてのアンケート調査
調査対象者	就学前児童の保護者 ※対象児童がいる全ての世帯を対象とする。 ※対象児童が複数いる世帯は、最年長の児童を対象児童とする。	小学５年生・中学２年生の保護者 ※対象児童がいる全ての世帯を対象とする。	小学５年生・中学２年生
抽出方法	全数調査	全数調査	全数調査
調査方法	①【町内保育所の入所児童の保護者】 ・保育所を通じて配布 ・ＷＥＢ回答又は保育所に提出 ②【町内保育所の入所児童以外の保護者】 ・郵送により配布 ・ＷＥＢ回答又は返信用封筒で返送 ※①②ともに無記名回答方式	小中学校を通じて配布し、ＷＥＢ回答 ※無記名回答方式	小中学校を通じて配布し、ＷＥＢ回答 ※無記名回答方式
調査期間	令和６年７月９日～ 令和６年７月25日	令和６年12月20日～ 令和７年１月10日	令和６年12月20日～ 令和７年１月15日
調査票	１種類	１種類	１種類
配布数※	290（336）	192（243）	192
回数数※	234（182）	49（134）	148
回収率※	80.7%（54.2%）	25.5%（55.1%）	77.1%

※（　）内の数字は、前回（令和元年実施）調査の結果。なお、前回は子ども・子育て支援に関するアンケート調査を小学１～３年生の保護者にも調査を実施しているため、その数字を子育てに関するアンケート調査に記載しています。

（２）調査結果の見方について

・表内の「ｎ」は、設問に対する回答の合計数です。

（３）子ども・子育てに関するアンケート調査及び子育てに関するアンケート調査の結果概要

①～③は、子ども・子育てに関するアンケート調査のみの結果です。

①保護者の就労状況

ア　家庭類型

就学前児童の保護者の就労状況について、国の手引きに基づき、家庭類型を算出した結果です。

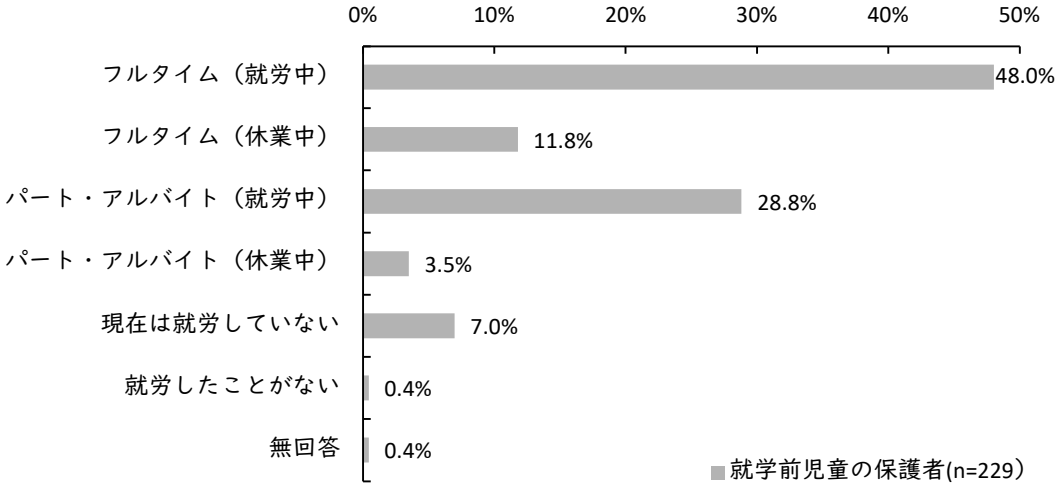
現在の家庭類型は、「タイプＢ」のフルタイムの共働き家庭が57.7%で最も多く、次いで、「タイプＣ」のフルタイムとパートタイム（長時間）の共働き家庭が29.1%となっており、８割以上が長時間の共働き家庭となっています。

また、母親の就労希望を反映した潜在的な家庭類型を見ると、「タイプＢ」のフルタイムの共働き家庭と「タイプＤ」の専業主婦が最も伸びが大きく、フルタイム又は専業主婦への移行を希望している家庭が多いことがわかります。

０歳～就学前	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプＡ ひとり親	15	6.6%	15	6.6%
タイプＢ フルタイム×フルタイム	131	57.7%	136	59.9%
タイプＣ フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋月48時間～120時間の一部）	66	29.1%	56	24.7%
タイプＣ フルタイム×パートタイム（月48時間未満＋月48時間～120時間の一部）	0	0.0%	0	0.0%
タイプＤ 専業主婦（夫）	15	6.6%	20	8.8%
タイプＥ パート×パート（双方月120時間以上＋月48時間～120時間の一部）	0	0.0%	0	0.0%
タイプＥ パート×パート（いずれかが月48時間未満＋月48時間～120時間の一部）	0	0.0%	0	0.0%
タイプＦ 無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全体	227	100.0%	227	100.0%

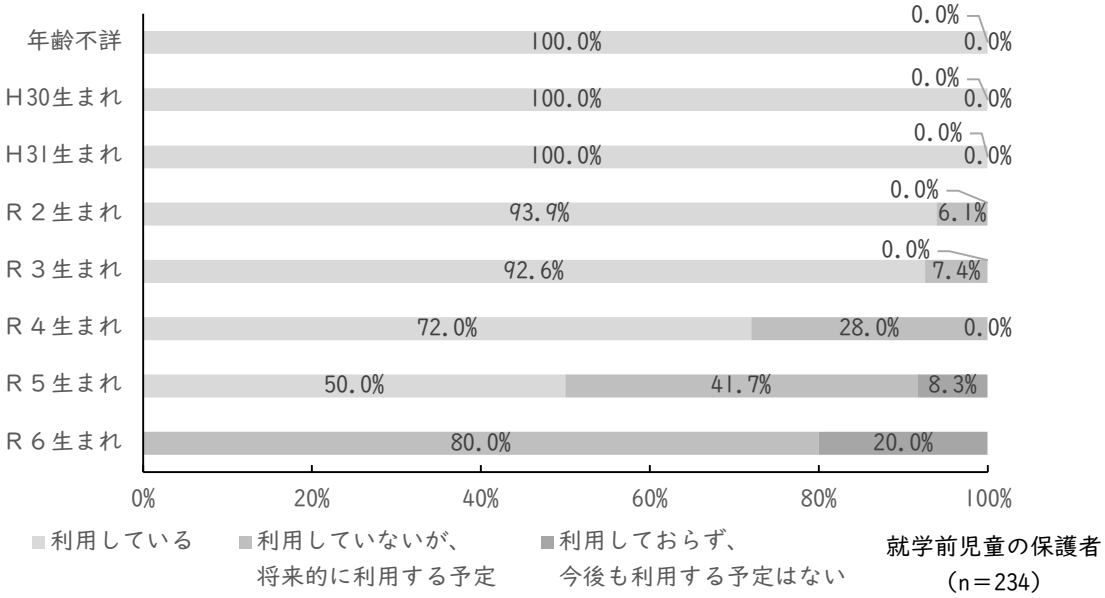
イ　母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム（就労中）」が48.0%と最も多くなっています。休業中を含めると、92.1%の母親が何らかの就労をしています。



②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

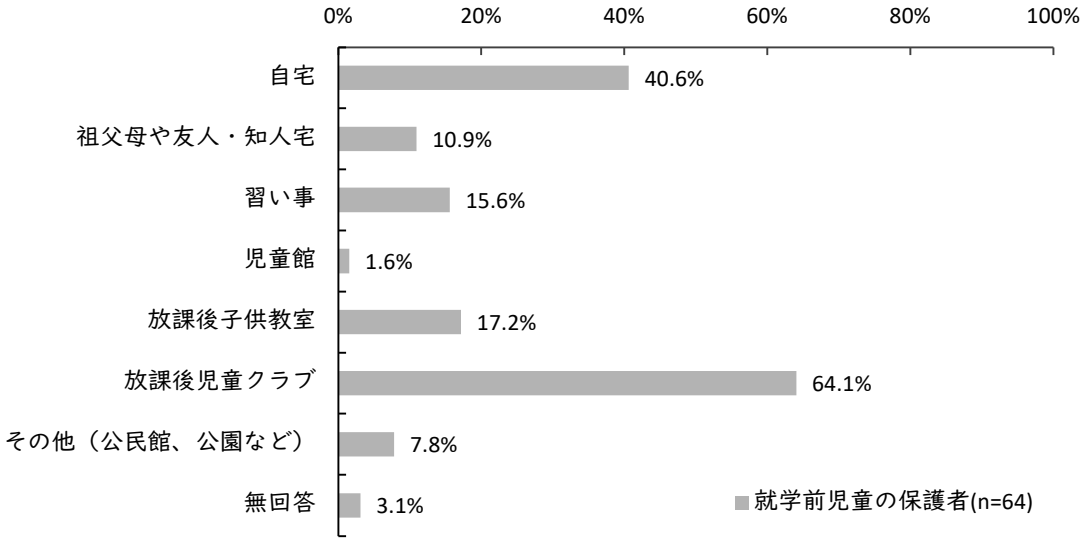
平成31年度以前に生まれた就学前児童は、全員が何らかの教育・保育事業を利用しています。また、令和２年度から令和５年度までに生まれた就学前児童では、いずれの年度も50%以上が教育・保育事業を利用しています。



③放課後の過ごし方

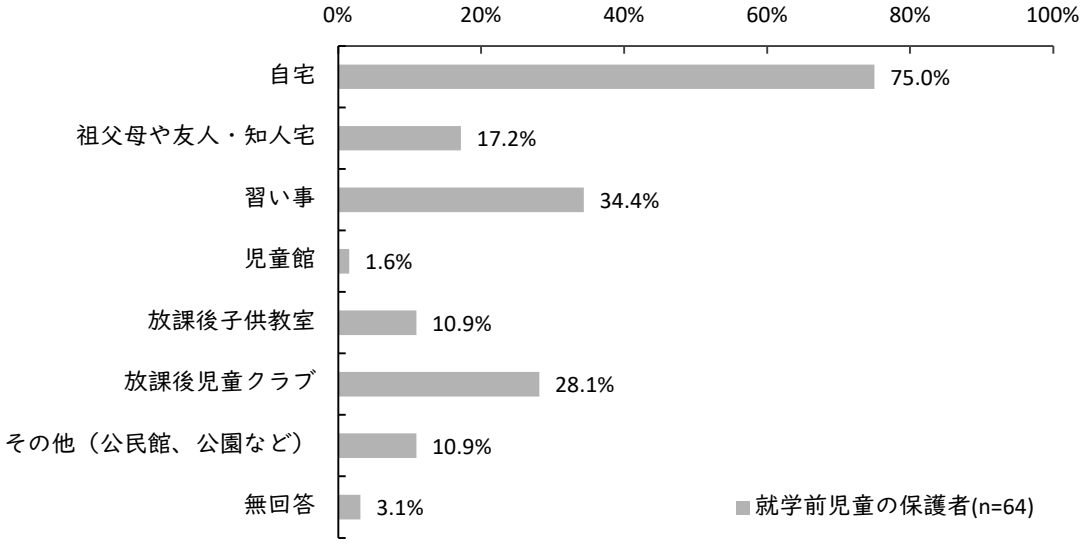
ア　希望する下学年（１～３年生）時の放課後の過ごし方（複数回答）

希望する下学年時の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ」が64.1%と最も多くなっています。次いで、「自宅」の40.6%、「放課後子供教室」の17.2%の順となっています。



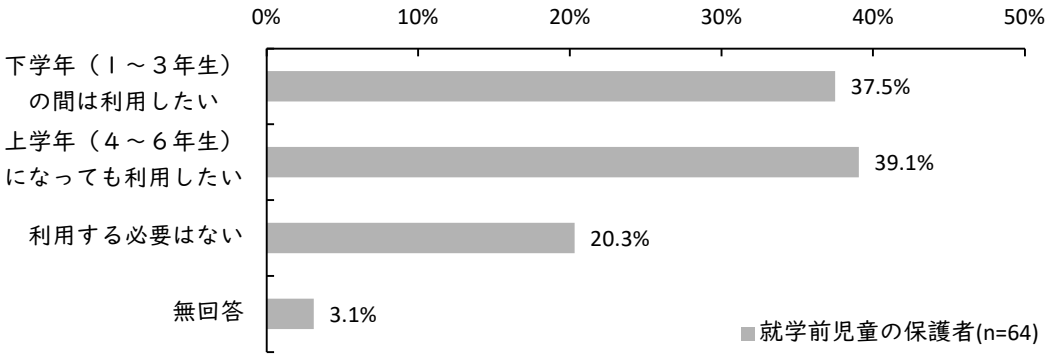
イ　希望する上学年（４～６年生）時の放課後の過ごし方（複数回答）

希望する上学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が75.0%と最も多くなっています。次いで多いのが、「習い事」の34.4%となっており、「放課後児童クラブ」は30%未満となっています。



ウ　小学校長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

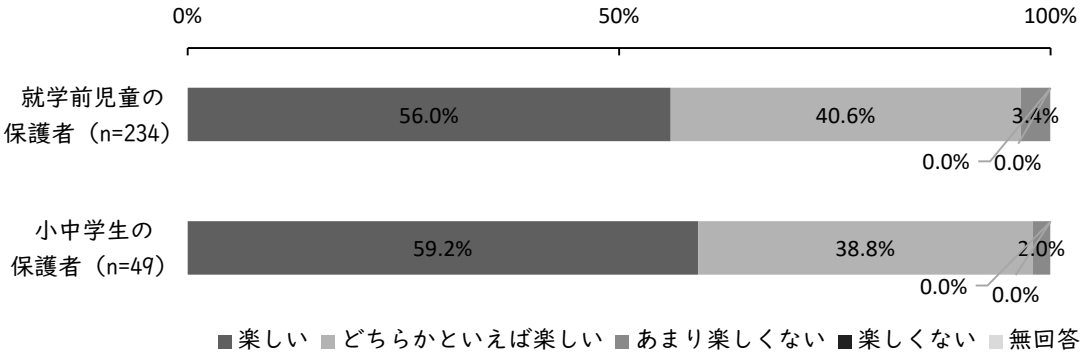
長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望は、「下学年（１～３年生）の間は利用したい」が37.5%となっています。「上学年（４～６年生）になっても利用したい」を合わせると、76.6%が利用を希望しています。



④子育て全般について

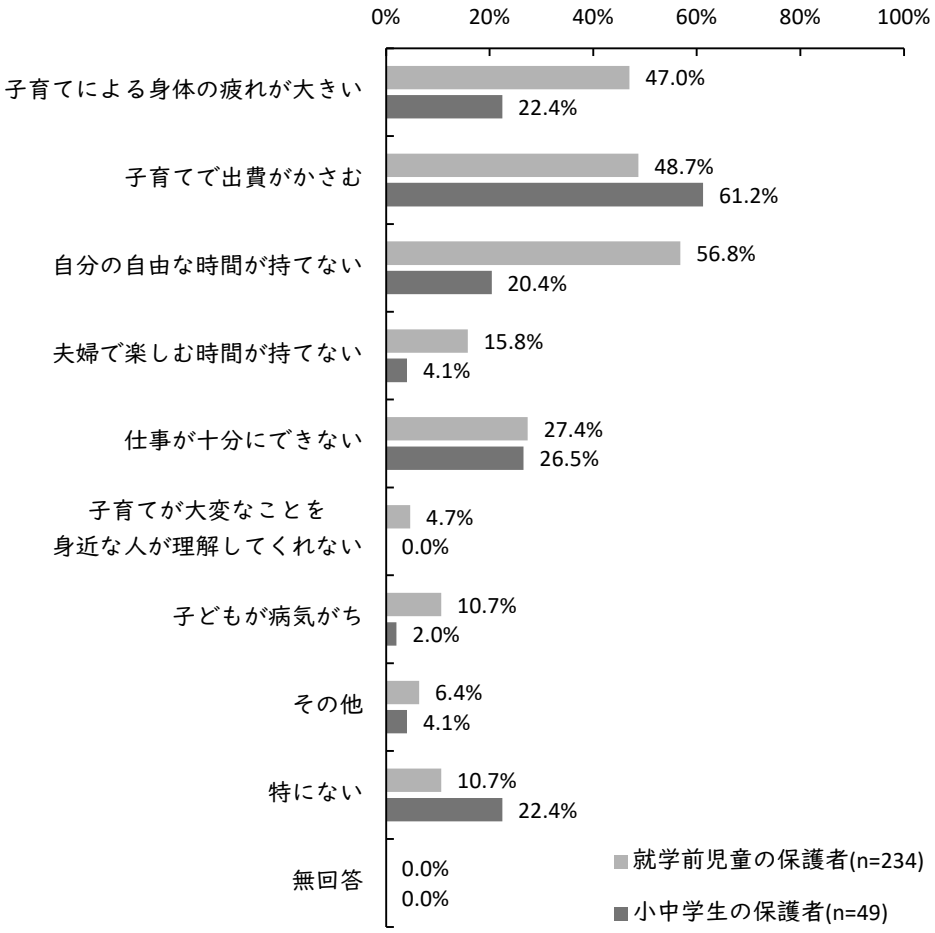
ア　子育ては楽しいか

子育てについては、「楽しい」が就学前児童の保護者及び小中学生の保護者ともに最も多くなっています。「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」と合わせると、95%以上の人が子育てに楽しさを感じています。



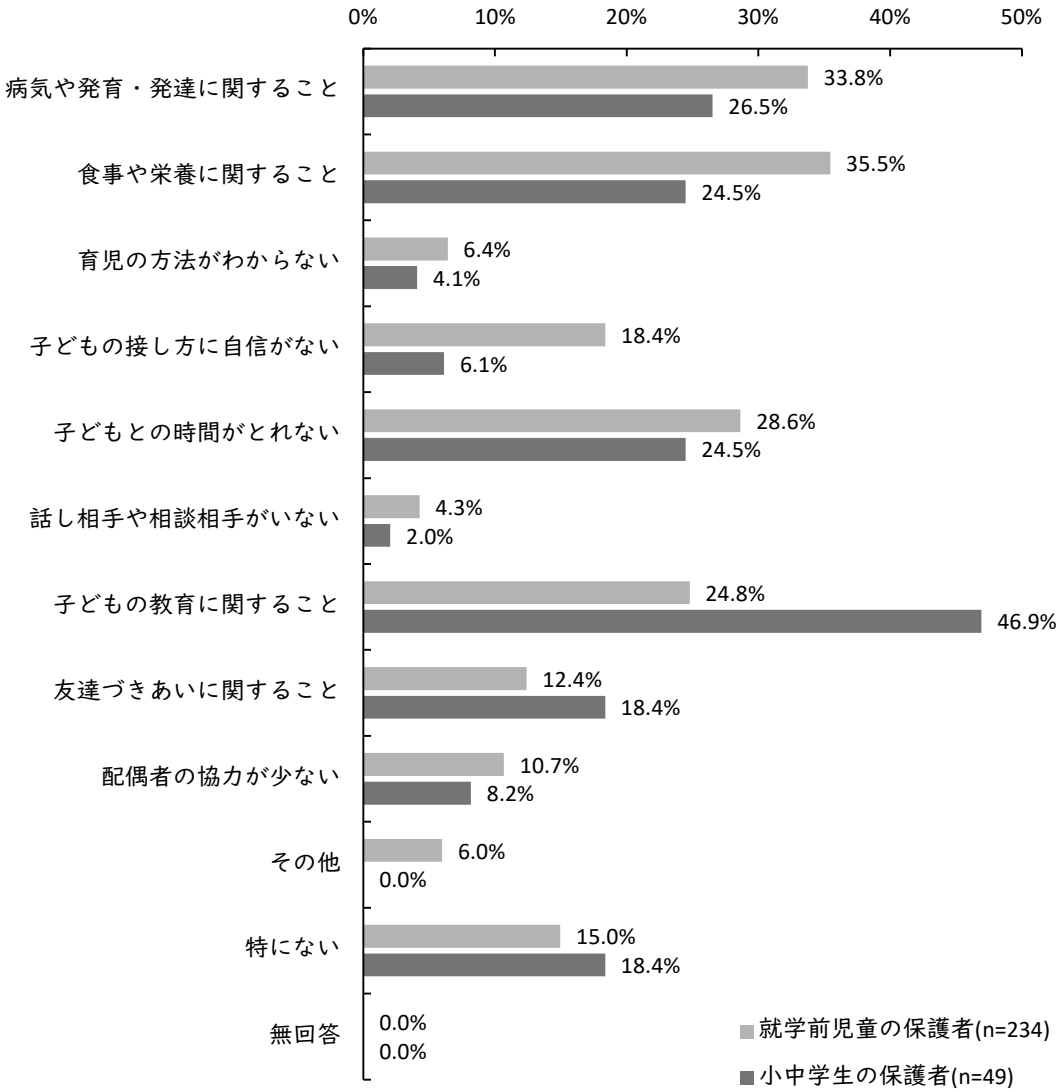
イ　子育てをするうえで負担に感じていること（複数回答）

負担に感じていることは、就学前児童の保護者では「自分の自由な時間が持てない」が56.8%、小中学生の保護者では「子育てに出費がかさむ」が61.2%と最も多くなっています。次いで多いのが、就学前児童の保護者では「子育てで出費がかさむ」の48.7%、小中学生の保護者では「仕事が十分にできない」の26.5%となっています。



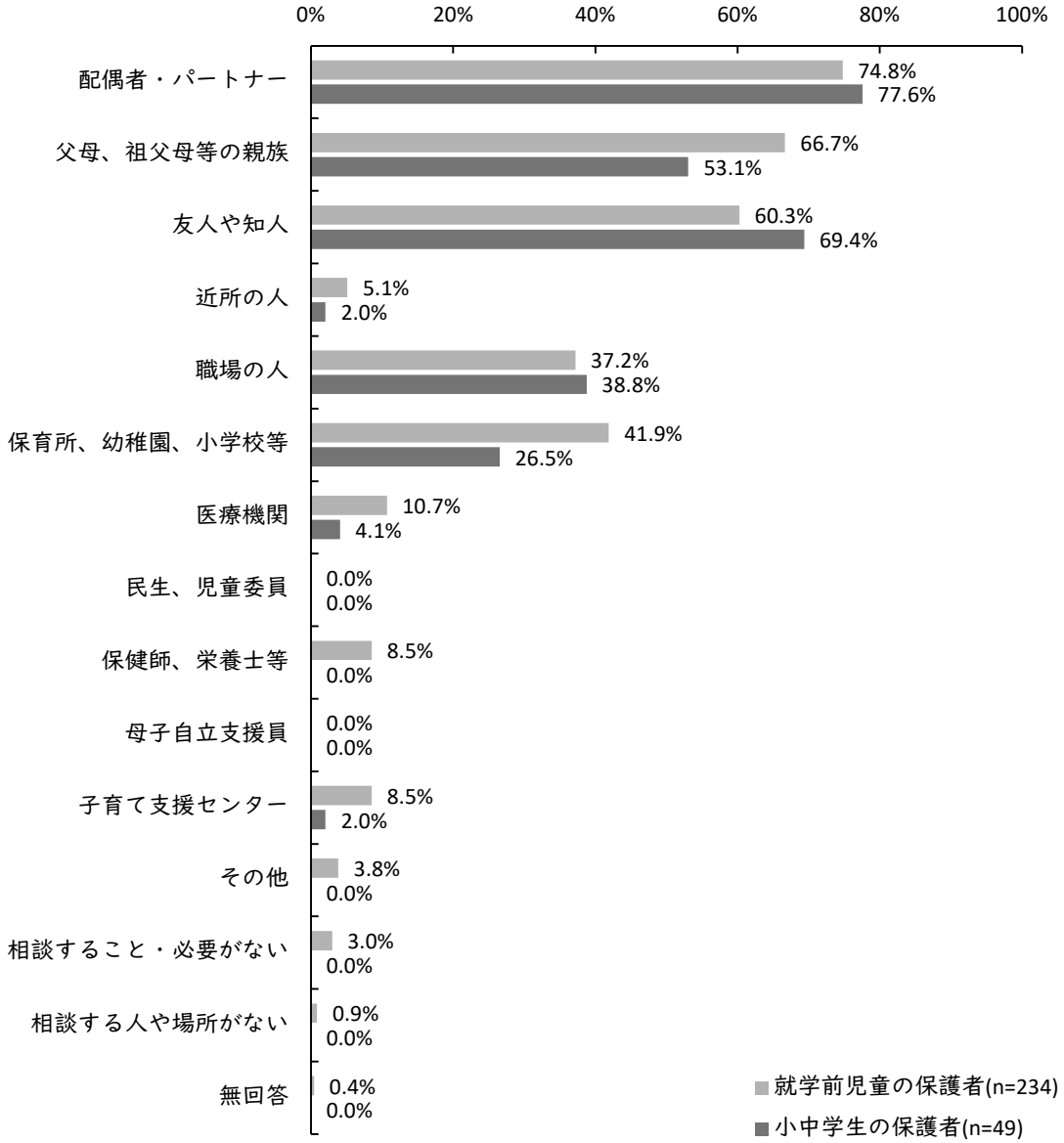
ウ　子育てに関して日常悩んでいること気になること（複数回答）

日常悩んでいること気になることは、就学前児童の保護者では「食事や栄養に関すること」が35.5%、小中学生の保護者では「子どもの教育に関すること」が46.9%と最も多くなっています。次いで多いのが、就学前児童の保護者及び小中学生の保護者ともに「病気や発育・発達に関すること」のそれぞれ35.5%、26.5%となっています。



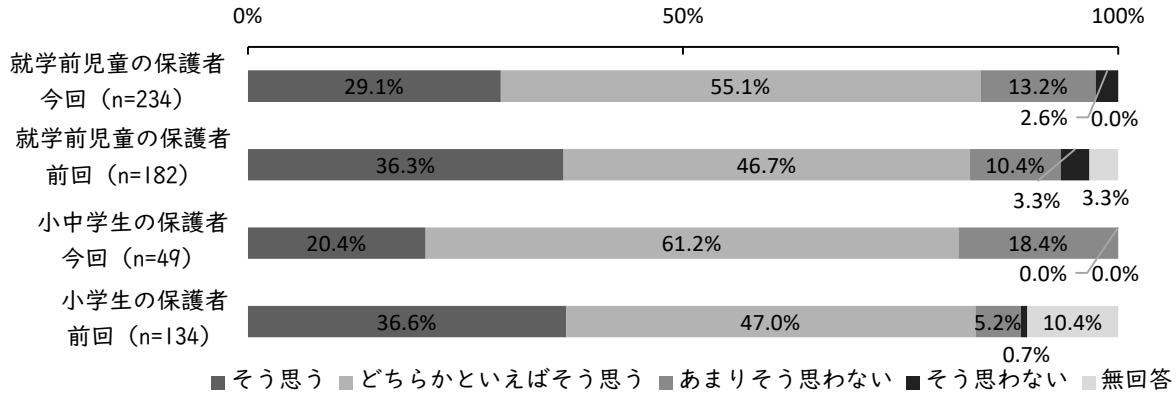
エ　子育てに関する悩みなどの相談先（複数回答）

悩みなどの相談先は、就学前児童の保護者及び小中学生の保護者ともに「配偶者・パートナー」がそれぞれ74.8%、77.6%と最も多くなっています。次いで多いのが、就学前児童の保護者では「父母・祖父母等の親族」の66.7%、小中学生の保護者では「知人や友人」の69.4%となっています。



オ　伯耆町は子育てしやすいまちと感じるか

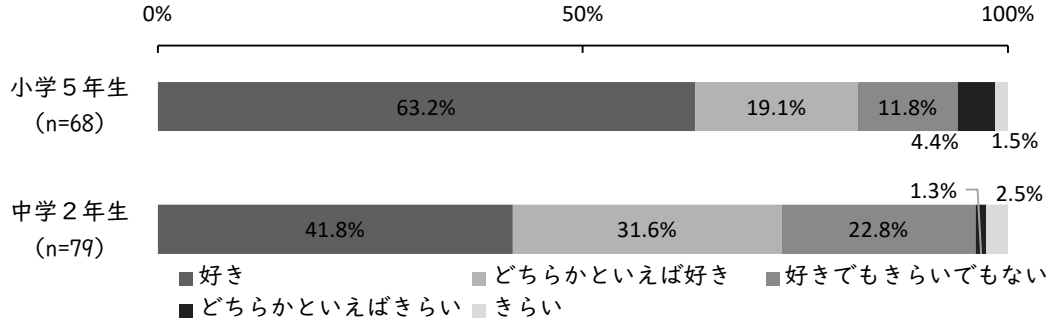
子育てしやすいまちについては、就学前児童の保護者及び小中学生の保護者ともに「どちらかといえばそう思う」がそれぞれ55.1%、61.2%と最も多くなっています。「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせると80%以上の人が子育てしやすいまちと感じています。



（４）こども計画づくりのためのアンケート調査の結果概要

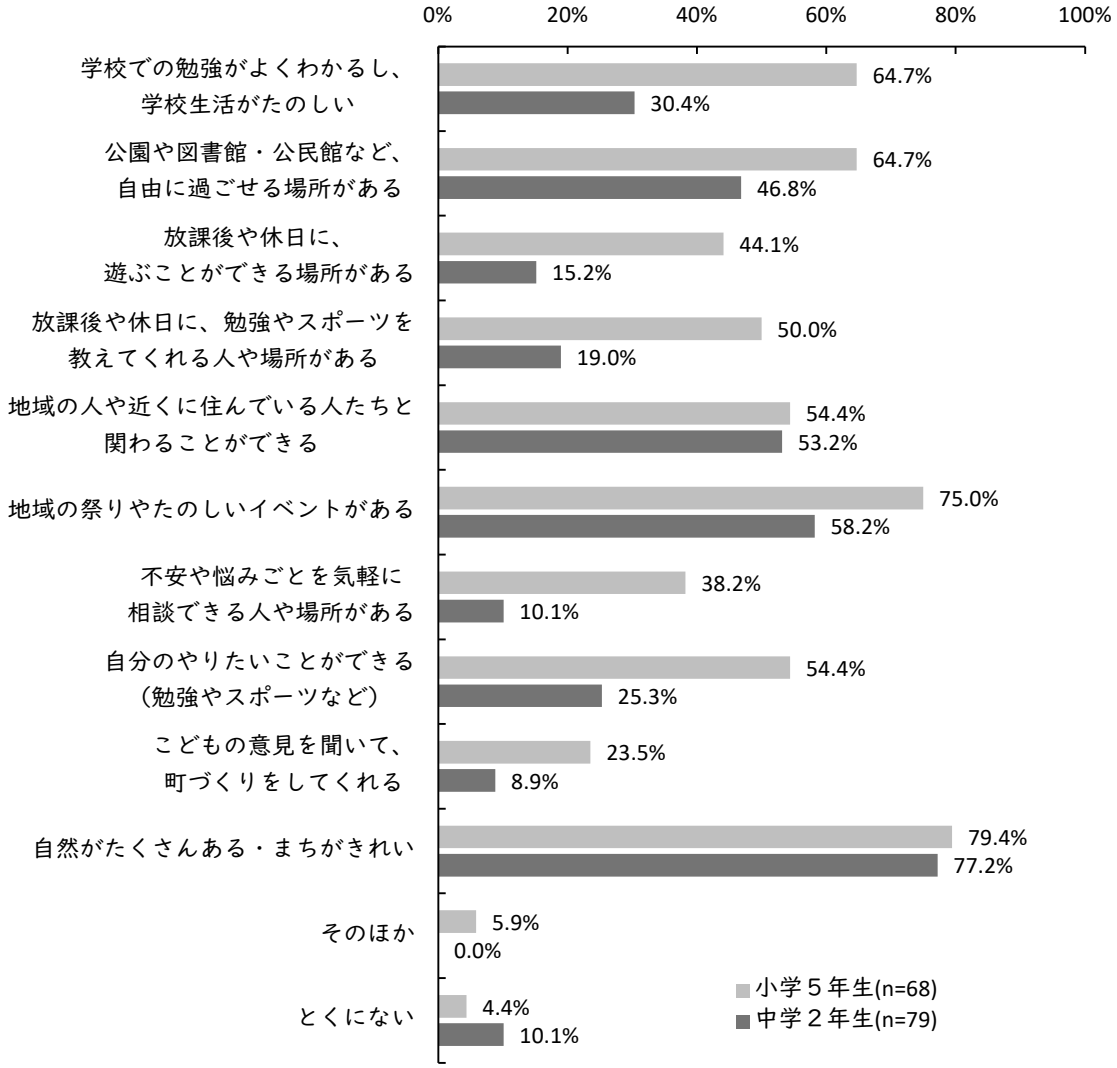
ア　伯耆町は好きか

伯耆町については、小学５年生及び中学２年生ともに「好き」がそれぞれ63.2%、41.8%と最も多くなっています。「好き」と「どちらかといえば好き」と合わせると、70%以上の人が伯耆町を好きと感じています。



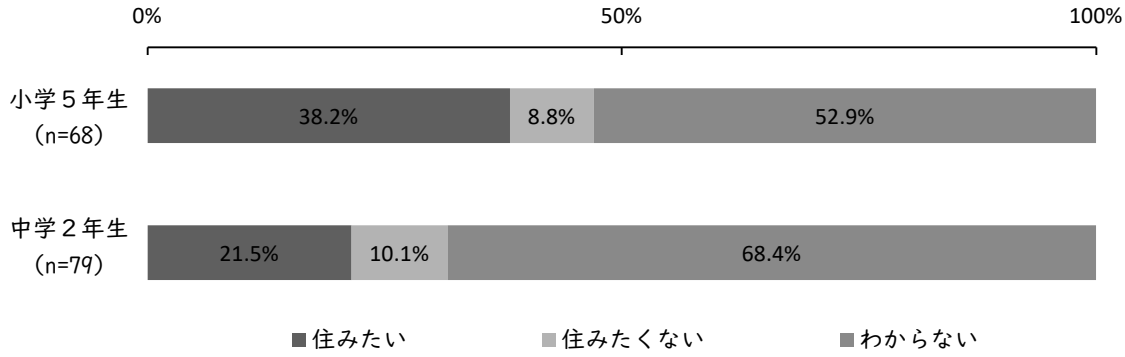
イ　伯耆町のよいところ（複数回答）

伯耆町のよいところについては、小学５年生及び中学２年生ともに「自然がたくさんある・まちがきれい」がそれぞれ79.4%、77.2%と最も多くなっています。次いで多いのが、小学５年生及び中学２年生ともに「地域の祭りやたのしいイベントがある」のそれぞれ75.0%、58.2%となっています。



ウ　大人になったときに伯耆町に住みたいか

大人になったときに伯耆町に住みたいかについては、小学５年生及び中学２年生ともに「わからない」がそれぞれ52.9%、68.4%と最も多くなっています。また、「住みたい」と答えた人の割合は、小学５年生は38.2%、中学２年生は21.5%となっています。



３．こども・若者・子育てをめぐる現状と課題

＜国全体の現状・課題＞

これまで、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、こども・子育てを取り巻く多様な環境、社会の変化に合わせ各施策に取り組んできました。

一方で、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化し、その影響が長く続くことが懸念されます。

我が国の出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていないのが現状です。少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、日本の経済・社会システムを維持することは難しくなるおそれがあります。

また、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤独感が高まり、子育てしづらい社会環境や、根強い固定的な性別役割分別意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境があります。

このように、こどもや若者、子育てを取り巻く環境を鑑み、こどもや若者の利益を第一に考え、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しし、「こどもまんなか社会」を実現していく必要があります。

こどもや若者のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）の向上を図り、若い世代が将来に明るい希望を持てる社会の実現が求められます。

（こども大綱より一部抜粋）

＜町全体の現状・課題＞

町全体の人口は減少を続けていますが、集合住宅の建設や小規模宅地開発等による子育て世帯の転入によって、年少人口は今後も大きな減少はないと見込んでいます。しかし、人口構成の変化が地域により大きく異なることから、地域の実態に合わせた対策を実施していく必要があります。

共働き世帯の増加や社会環境の変化により、子育てに関するニーズはさらに高まり、多様化すると考えられます。また、女性の社会進出の推進や経済的な理由等によって育児休業から復職する母親が多く、低年齢児の保育ニーズ増加の一因となっています。

子育てに関しては、アンケート調査の結果を見ると、子育てが比較的楽しい（「楽しい」又は「どちらかといえば楽しい」の合計）や、伯耆町は比較的子育てしやすいまち（「思う」又は「どちらかといえばそう思う」の合計）と多くの人が感じています。一方で、子育てについての経済的な負担や悩みなどを

抱えるとともに、「子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない」、「話し相手や相談相手がいない」、「相談する人や場所がない」など、地域や家庭の中で孤立感を感じている人も見られます。

子育てにかかる経済的負担を軽減するとともに、保護者が負担や不安を抱え込むことがないよう、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援や、親同士の交流や地域の支援者とのつながり、こどもと地域の大人との関わりの中で、孤立感を感じることなく、地域全体でこども・子育てを支えていくことが求められています。

こどもに関しては、アンケート調査の結果を見ると、多くのこどもが伯耆町を比較的好き（「好き」又は「どちらといえば好き」の合計）と感じています。その一方で、「こどもの意見を聞いて町づくりをしてくれる」、「不安や悩みごとを気軽に相談できる人や場所がある」と感じていないこどもが見られます。

こどもの意見を施策に反映させる取組や不安や悩みが起こった時に、若者も同様にいつでも相談できる環境を整えることが求められています。

そうした中で、こどもや若者、子育てにおいて、ライフステージを通して安心感が得られる環境を整え、こども大綱に基づく総合的なこども政策を推進し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組をしていくことが必要です。

４．成果指標の状況

第２期伯耆町子ども・子育て支援事業計画では、各施策・事業の成果とは別に計画全体の達成度合いを判断する目安として、成果指標（達成目標）を次のとおり設定していました。

成果指標	令和元年度	令和６年度
伯耆町は「子育てしやすいまち」と感じる人の割合	36.4%	40.0%

※基準値となる令和元年度の数値は、令和元年７月に実施した子育てに関するアンケートで「そう思う」と答えた人の割合。

結果は、「そう思う」と答えた人の割合が29.1%と、成果指標（達成目標）と比べて低い割合となりましたが、比較的子育てしやすいまち（「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」の合計）と感じると答えた人の割合は、前回調査よりも1.2%増加し、８割を超える人が伯耆町を子育てしやすいまちと感じています。

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

本町では、これまで「子どもと親と地域が　ともに育ちあうまち　伯耆町」の実現に向け、「すべての子どもが健やかに育つまちづくり」「子育てに喜びを感じることのできるまちづくり」「地域全体で子ども・子育てを支えるまちづくり」の３つを基本目標にこども・子育て家庭を支える取組を推進してきました。

今回の計画では、これまでの取り組みを継承するとともに、こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じて切れ目のない支援を展開していくために、基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

こどもが健やかで心豊かに成長することができるまち 伯耆町

２．計画の基本目標

基本理念及びこどもや若者自身の最善の利益のための視点に基づき、次の４つの基本目標により、施策を推進します。

基本目標１　こどもまんなか社会の実現に向けたまちづくり

基本目標２　こども・若者が健やかに育つまちづくり

基本目標３　子育てに喜びを感じることのできるまちづくり

基本目標４　地域全体でこども・若者、子育てを支えるまちづくり

３．施策の体系

計画の基本目標を達成するため、施策の体系を次のとおり整理し施策を展開します。

基本理念	こどもが健やかで心豊かに成長することができるまち 伯耆町

	基本目標	基本施策
施策の展開（第４章）	基本目標１ こどもまんなか社会の実現に向けたまちづくり	施策１　相談支援体制の充実 施策２　こども・若者が権利の主体であるための取組の推進
	基本目標２ こども・若者が健やかに育つまちづくり	施策１　妊娠・出産期、幼児期までの支援 施策２　幼児期の教育・保育の充実 施策３　こどもたちが安心して学ぶことができる教育環境の充実 施策４　こどもの居場所づくり 施策５　病気や障がい、配慮が必要なこどもへの支援 施策６　いじめ防止対策・不登校のこどもへの支援 施策７　若者への支援
	基本目標３ 子育てに喜びを感じることのできるまちづくり	施策１　子育てや教育に関する経済的支援 施策２　地域の子育て支援・家庭教育支援 施策３　仕事と家庭の両立支援の推進 施策４　ひとり親家庭への支援
	基本目標４ 地域全体でこども・若者・子育てを支えるまちづくり	施策１　ヤングケアラーやひきこもりに関する支援 施策２　こどもの貧困対策 施策３　児童虐待防止対策の推進

第４章　施策の展開

基本理念の実現に向け設定した基本目標及び基本施策に従い、各事業を実施します。

また、子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることとされている教育・保育及び子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（以下「確保方策」という。）は、第５章中に記載します。

基本目標１　こどもまんなか社会の実現に向けたまちづくり

こどもや若者、子育て家庭にとって、それぞれのライフステージに特有の課題と、ライフステージ全体を通して対処すべき課題があります。ライフステージを通じて、安心感が得られる環境を整えます。

また、こどもや若者が権利の主体として尊重されるような社会を推進します。

施策１　相談支援体制の充実

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
子育て世代包括支援センター	保健師などが、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を一体的に提供します。	福祉課
子育て支援センター	親子の交流の促進、子育てに関する相談や情報提供、交流事業などを通じて、子育て中の家庭を支援し、親子、家庭地域社会をつなぐ取組を実施します。	福祉課
子ども家庭総合支援拠点	18歳未満のこどもとその家庭、妊産婦などを対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとについて、専門の相談員が相談対応します。	福祉課
こども家庭センター ※令和８年度開始	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、妊産婦や乳幼児への支援と、児童虐待への対応等を一元化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。	福祉課
教育支援センター	不登校又は不登校傾向にある児童生徒への学習支援と相談業務を行います。また、在籍校との連携を行いながら、児童生徒の支援を行います。	教育委員会

スクールソーシャルワーカーの活用	町内にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の問題行動に対し、関係機関と連携推進や校内支援体制の構築に向けた支援を行います。	教育委員会
スクールカウンセラーの配置	県から配置されたスクールカウンセラーにより、児童生徒のカウンセリングや心理教育、教職員や保護者に対する助言や援助等を行います。	教育委員会
人権相談	法務局に協力して、身近な大人に相談できずにいるこどもたちの悩みを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながらこどもをめぐる人権問題の早期発見・早期解決を図ります。	教育委員会
心の健康相談	心の悩みについて、本人やその家族の相談に、保健師が相談対応します。	福祉課
消費生活相談	悪質商法や架空請求、契約トラブル、多重債務など、消費生活に関する相談や苦情を受け、問題解決のための助言、あっせんなどを行います。	住民課

施策２　こども・若者が権利の主体であるための取組の推進

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
人権教育の推進・啓発	人権教育推進員を配置し、人権に関する諸問題を学び･理解を推進するための各種事業を行います。中学生が人権作文を書き、伝え合うことで、人権尊重の大切さを知ったり、豊かな人権感覚を身につけたりすることをねらいます。	教育委員会
児童虐待防止の啓発	児童虐待が疑われる家庭への対応を行うとともに、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合や、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときに、児童相談所または福祉課に相談・通告することについて、啓発を行います。	福祉課
ヤングケアラーの啓発	ヤングケアラーについて、こども自身や周囲の大人が理解し、ヤングケアラーであることに気付けるよう、啓発を行います。	福祉課
配慮が必要な人への支援	ひきこもり、性的マイノリティ、地域で暮らす外国人等の配慮が必要な人を支援します。	関係課
こども施策に対するこどもの意見の尊重	こどもや若者に関する施策について、こどもや若者が意見を表明し、その意見が反映される仕組みづくりを推進します。	関係課

■ 評価の指標

項　目	Ｒ６（実績）	ＲⅠⅠ（目標）
子育てに関する悩みなどの相談先について、「相談する人や場所がない」と回答した人の割合	【就学前児童の保護者】 0.9%	0.5%
	【小中学校の保護者】 0.0%	0.0%
こどもの意見を聴く取組の実施回数	Ⅰ回	Ⅰ回以上

基本目標２　こども・若者が健やかに育つまちづくり

安心したゆとりのある子育てには、こどもが誕生する前からの準備が重要です。妊娠前から子育て期まで切れ目なく支援する環境を整えます。

また、こどもや若者が健やかに成長できるよう、発達段階に応じて支援する環境を整えます。

施策１　妊娠・出産期、幼児期までの支援

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
特定不妊治療費助成	医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療について、治療費の一部を助成します。	福祉課
妊婦健診事業	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成します。	福祉課
新生児聴覚検査	新生児に難聴がないかを調べるための聴覚検査の費用を助成します。	福祉課
１か月健診	生後１か月の児の発育状況を確認する健診の費用を助成します。	福祉課
産後健診	産後８週までの産婦に対し、母体の回復状況･精神状態の把握等を目的に行う健診の費用を助成します。	福祉課
妊婦歯科健康診査	乳幼児のむし歯予防を目的に、妊娠期と出産後に歯科指導を行います。	福祉課
赤ちゃん相談・訪問ケア	妊娠期から安心して過ごせる環境を整えるため、助産師による訪問ケア及び相談会を実施します。	福祉課
妊婦等包括相談支援事業 ※令和７年度開始	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行います。 ※令和６年度までは伴走型相談支援事業として実施。	福祉課
産後ケア事業	産後に家族等の支援が得られないなど、支援を必要とする産婦と乳児に対し、産婦人科施設等において母子のケア、育児相談、指導を実施します。	福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等や母子の心身の状況の把握及び助言などを行います。	福祉課
離乳食講習会・幼児食育教室	離乳食及び幼児食について、保護者を対象に調理実習を交えた講習会(教室)を開催します。	福祉課

乳幼児健診事業	乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、乳児、１歳６か月児、３歳児、５歳児を対象とした集団健康診査を実施します。	福祉課
にこにこ親子教室	発達面において支援が必要な幼児とその保護者を対象に、遊びと運動の親子教室を実施します。	福祉課
歯科保健事業	乳幼児を対象に、健診時の歯科指導やフッ素洗口等を行います。また、小中学生のデンタルフロス普及に取組みます。	健康対策課
予防接種事業	感染症予防のため、乳幼児等を対象に定期予防接種を実施するほか、任意予防接種費用の一部の費用を助成します。	健康対策課
未熟児養育医療助成事業	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費を助成します。	福祉課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の病気等を理由に、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において、養育・保護します。	福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が訪問し養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。	福祉課
子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等を訪問し、家事・育児等を支援します。	福祉課
読書活動の推進	幼児とその保護者に本を渡し、互いに向かい合う時間の提供及び読書支援、図書館利用の推進につなげることを目的とした事業を行います。町立図書館での事業やリーフレットの活用を通して読書活動、読み聞かせの推進を図ります。	教育委員会

施策２　幼児期の教育・保育の充実

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
公立保育所の運営	町内にある５か所の公立保育所の運営を行います。引き続き、保育の質の向上と施設の環境改善に努めます。	福祉課

地域型保育事業	平成29年度に「小規模保育所こどもパル」を開設し、指定管理者制度による運営を行っています。町内の全ての公立保育所を連携施設に設定し、保育所へのスムーズな接続が図られるよう連携に努めます。	福祉課
保育の質の向上	保育士等の研修の充実等により、保育士の資質の向上に努め、発達段階に応じた質の高い保育の提供を行います。また、保育士等の確保に向け、処遇改善に努めるほか、実習生の受入れや子育て支援員の資格取得支援等を行います。	福祉課
保育環境の改善・充実	保育所等を利用する児童が、安心で安全に過ごせるよう、老朽化した施設の長寿命化改修や設備更新等を行います。	福祉課
保育・教育の一体的な推進	保育所から小学校へのスムーズな接続が図られるよう、就学支援検討会や交流学習の実施教職員間の交流等を積極的に行い、保小連携を強化します。	福祉課
障がい児保育の充実	加配保育士の配置等、保育所における受け入れ体制を整備し、集団保育を通じた障がい児の健全な社会性の成長発達を促進します。	福祉課
保育所における食育の充実	食への意欲や感謝の気持ちが育つよう、調理員や栄養士などによる食育活動を行い、食を営む力の育成を図ります。	福祉課
こどもの体力・運動能力等の向上事業	町内保育所の幼児を対象として体力や運動能力の向上を目的に、各保育所に専門的な知識を有する指導員を派遣し、運動・運動遊び指導を行います。	教育委員会
読書活動の推進《再掲》	幼児とその保護者に本を渡し、互いに向かい合う時間の提供及び読書支援、図書館利用の推進に繋げることを目的とした事業を行います。町立図書館での事業やリーフレットの活用を通して読書活動、読み聞かせの推進を図ります。	教育委員会
休日保育事業	保護者の就労により、日曜日及び祝日に家庭で保育できない場合に、保育所にて保育を行います。	福祉課
時間外保育事業（延長保育事業）	保護者の就労や通勤時間の確保のため、保育所等における通常の開所時間を超えて、保育時間を延長します。	福祉課
一時預かり事業（保育所における一時保育事業）	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気等の理由で、家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所で一時的に保育します。	福祉課

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※令和８年度開始	保育所等を利用していない生後６か月から３歳未満のこどもを対象に、保護者の方の就労要件などを問わず、こどもを保育所などの施設に月一定時間の利用可能枠の中で、保育します。	福祉課
幼稚園との連携	町内では公立・私立ともにありません。町外施設を利用する際の教育給付認定と施設型給付を円滑に実施するため、事業者との連携に努めます。	福祉課
私立幼稚園就園補助事業	幼児教育の普及と充実のため、私立幼稚園が保育料を減免する場合、町がその私立幼稚園に補助金を出すことで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
認定こども園との連携	町内では公立・私立ともにありません。町外施設を利用する際の教育・保育給付認定と施設型給付を円滑に実施するため、事業者との連携に努めます。	福祉課
認定こども園への移行の検討	保育ニーズが増加していることから、公立保育所においては、保育を必要とするこどもの受け皿の確保を最優先します。そのため、認定こども園への移行については、今後の入所状況を見ながら慎重に検討を進めます。	福祉課
病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合に、病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供します。	福祉課
とっとり森・里山等自然保育認証園に対する補助事業	こどもを生み育てやすい環境を整備するため、とっとり森・里山等自然保育認証事業者に対し運営に必要な経費への助成及び在園する児童に係る保育料を軽減することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設や未移行幼稚園等について、事業者や県と連携しながら、対象施設の確認や適切な給付等を行い、制度の円滑な実施に努めます。	福祉課

施策３　こどもたちが安心して学ぶことができる教育環境の充実

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
少人数学級の実施	少人数学級の実施や複式学級の解消を行い、きめ細やかな学習指導と速やかな生徒指導を行います。	教育委員会

コミュニティ・スクール	町内全校でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しています。学校と地域住民等が連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を進める中で児童生徒の意見を反映するよう努めます。	教育委員会
地域学校協働本部	学校の依頼に応じてボランティアの派遣や学校における地域学習の支援、児童生徒の地域貢献活動を支援します。	教育委員会
ＩＣＴ教育の推進	ＩＣＴ教育の推進するため、ＩＣＴの環境整備を図るととともに、教員支援を行います。 児童生徒のＩＣＴ活用能力と合わせて、インターネットリテラシーの向上を図ります。	教育委員会
教職員の指導力の向上	教職員の研修の充実等により、資質等の向上を図り、質の高い教育の提供を推進します。	教育委員会
教育環境の改善・充実	小中学校を利用する児童生徒が、安心で安全に過ごせるよう、老朽化した施設の修繕等を行います。	教育委員会
特別支援教育の充実	小中学校就学にあたり就学支援検討会を実施し、支援が必要なこどもたちに対し、教育委員会・福祉課・健康対策課・医療等が連携し適切な就学先を検討します。県が配置するＬＤ等専門員が、支援が必要な児童生徒、指導に関わる教員、保護者等を対象に相談活動を行います。早期支援コーディネーターの配置により、就学前からのきめ細やかな対応を行います。 小中学校の特別支援学級の設置や特別支援教育支援員（学習支援員）の配置により、児童生徒が安心して授業に取り組める環境を整備します。	教育委員会
スクールソーシャルワーカーの活用《再掲》	町内にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の問題行動に対し、関係機関と連携推進や校内支援体制の構築に向けた支援を行います。	教育委員会
読書活動の推進《再掲》	幼児とその保護者に本を渡し、互いに向かい合う時間の提供及び読書支援、図書館利用の推進につなげることを目的とした事業を行います。町立図書館での事業やリーフレットの活用を通して読書活動、読み聞かせの推進を図ります。	教育委員会
栄養教諭等による食育の充実	児童生徒が食事の大切さを学べるよう栄養教諭による食育指導を行います。また、交流給食を実施し、食に関わる方への感謝の気持ちを育みます。	教育委員会

施策４　こどもの居場所づくり

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家にいない家庭の小学生の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中の児童の居場所（適切な遊び及び生活の場）を提供します。	福祉課
放課後子供教室	放課後のこどもの安心・安全かつ地域住民等の参画を得ることで豊かな体験や交流ができる活動場所を確保するため、小学校の施設を活用した放課後子供教室を、岸本小学校と溝口小学校の２か所で開催します。	教育委員会
伯耆未来塾	学習習慣と基礎的・基本的な学習内容の定着につなげるため、町内の中学校に通うこどもを対象に、学習指導員（教員ＯＢ）の支援のもと、土曜日や長期休業日等に公民館で学習を行います。	教育委員会
児童館	児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めるため、文化センター内に児童館を設置し運営を行います。	教育委員会
公民館・図書館	休業中や土曜日等に小中学生を対象とした体験教室の開催や各種事業を行い、地域のこどもが気軽に集える公民館・図書館づくりに努めます。	教育委員会
総合スポーツ公園	スポーツ教室の開催、ジュニアクラブ（スマイリースポーツクラブ）等で、各種スポーツの練習や大会参加等を行います。	教育委員会
こどもの遊び場の整備	こどもが安心・安全に遊べる場を提供するため、既存施設の改修や新たな遊び場の整備を進めます。	関係各課
中学生のボランティア活動	地域の活性化と生徒の自己肯定感を高めることを目的に、中学生の希望者が休日に地域や団体等の行事・活動にボランティア活動を行います。	教育委員会

施策５　病気や障がい、配慮が必要なこどもへの支援

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
医療費助成	障がい児を対象に医療費を助成します。（特別医療費助成、町医療費助成）	健康対策課

障害福祉サービス費等の支給	障がい児の日常生活を支援するため、障害福祉サービスを提供し、適切な療育の充実を推進します。	福祉課
各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給し、経済的な支援を行います。	福祉課
特別支援教育の充実《再掲》	小中学校就学にあたり就学支援検討会を実施し、支援が必要なこどもたちに対し、教育委員会・福祉課・健康対策課・医療等が連携し適切な就学先を検討します。県が配置するＬＤ等専門員が、支援が必要な児童生徒、指導に関わる教員、保護者等を対象に相談活動を行います。早期支援コーディネーターの配置により、就学前からのきめ細やかな対応を行います。 小中学校の特別支援学級の設置や特別支援教育支援員（学習支援員）の配置により、児童生徒が安心して授業に取り組める環境を整備します。	教育委員会
特別支援教育就学奨励金の支給	経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、特別支援学級等に就学する児童生徒を対象に、学用品費等の一部を助成します。	教育委員会
障がい児保育の充実《再掲》	加配保育士の配置等、保育所における受け入れ体制を整備し、集団保育を通じた障がい児の健全な社会性の成長発達を促進します。	福祉課
にこにこ親子教室《再掲》	発達面において支援が必要な幼児とその保護者を対象に、遊びと運動の親子教室を実施します。	福祉課
配慮が必要な人への支援《再掲》	ひきこもり、性的マイノリティ、地域で暮らす外国人等の配慮が必要な人を支援します。	関係課

施策６　いじめ防止対策・不登校のこどもへの支援

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
中学校区の児童生徒を語る会	各中学校区で児童生徒を語る会を開催し、関係者による育ちの見据えた情報共有といじめ問題等の未然防止のための協議及び連携した支援体制の構築に努めます。	教育委員会
スクールソーシャルワーカーの活用《再編》	町内にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の問題行動に対し、関係機関と連携推進や校内支援体制の構築に向けた支援を行います。	教育委員会

教育支援センター 《再掲》	不登校又は不登校傾向にある児童生徒への学習支援と相談業務を行います。また、在籍校との連携を行いながら、児童生徒の支援を行います。	教育委員会
養育支援訪問事業 《再掲》	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が訪問し養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。	福祉課
子ども家庭総合支援拠点 《再掲》	18歳未満のこどもとその家庭、妊産婦などを対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとについて、専門の相談員が相談対応します。	福祉課
こども家庭センター 《再掲》	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、妊産婦や乳幼児への支援と、児童虐待への対応等を一元化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。	福祉課

施策７　若者への支援

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
出会いの場づくり事業	とっとり出会いのサポートセンターが運営するマッチングシステム「えんトリー」への登録を支援します。 また、中海市長会が開催する出会いの場づくり事業へ参画することで結婚を希望する独身の婚活を促進します。	企画課
結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の一部を支援します。	企画課
消費生活相談 《再掲》	悪質商法や架空請求、契約トラブル、多重債務など、消費生活に関する相談や苦情を受け、問題解決のための助言、あっせんなどを行います。	住民課
障害福祉サービス費等の支給 《再掲》	障がい児の日常生活を支援するため、障害福祉サービスを提供し、適切な療育の充実を推進します。	福祉課
ファミリーシップ制度との連携	町営住宅の入居申請がパートナーとできるようにするため、とっとり安心ファミリーシップと連携します。	教育委員会

奨学金返還支援事業	若者の人材確保及び町への移住定住を促進するため、人材不足が著しい県内の対象業種へ就職した方の奨学金の返還額の一部を支援します。	企画課
配慮が必要な人への支援 《再掲》	ひきこもり、性的マイノリティ、地域で暮らす外国人等の配慮が必要な人を支援します。	関係課

■ 評価の指標

項　目	Ｒ６（実績）	Ｒ11（目標）
合計特殊出生率	1.68 （Ｒ４）	1.68
保育施設の待機児童数	０人	０人
放課後児童クラブの待機児童数	０人	０人

基本目標３　子育てに喜びを感じることのできるまちづくり

子育て家庭が、子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境を整えます。

施策１　子育てや教育に関する経済的支援

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
出産祝金支給	出産時の経済的負担を軽減するため、出産祝金を支給します。	福祉課
妊婦のための支援給付	出産育児関連用品の購入などに係る利用負担軽減を図るため、経済的支援を行います。 ※令和６年度までは出産・子育て応援給付金として実施。	福祉課
乳児家庭保育支援手当支給事業	生活の安定と乳児期の親子の愛着形成を図るため、家庭で０歳～18か月の幼児を保育する保護者に対して手当を支給します。	福祉課
チャイルドシート購入補助	チャイルドシートの購入費の一部を助成します。	福祉課
児童手当	高校生年代までの児童を養育している人に手当を支給します。	福祉課
特別医療費助成	18歳までの児童の入院・通院に係る医療費を助成します。	健康対策課
保育料の軽減	第２子の保育料を１／３の額として、保護者の負担を軽減します。	福祉課
主食の提供 ※令和７年度開始	年少から年長までのこどもの主食（ご飯）について、町内の保育所で無償提供を行います。	福祉課
副食費の負担軽減	教育・保育の無償化に伴う年少から年長までのこどもの副食費の実費徴収について、町内の保育所等における副食費の徴収を免除します。また、町外の保育所等を利用する場合の副食費を助成します。	福祉課
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園や保育所などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具等実費負担に対して費用の一部を給付します。	福祉課
私立幼稚園就園補助事業 《再掲》	私立幼稚園が保育料を減免する場合、町がその私立幼稚園に補助金を出すことで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課

就学援助費の支給	義務教育を受けている児童生徒の保護者で、経済的に困窮している方に学用品･給食費などを支給します。	教育委員会
給食費の負担軽減	経済的負担の軽減と児童生徒の健全な発達を図るため、学校給食費の一部を補助します。	教育委員会
高等学校等通学費助成	高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担を支援するため､通学費の一部を助成します。	教育委員会
奨学金返還支援事業《再掲》	若者の人材確保及び町への移住定住を促進するため､人材不足が著しい県内の対象業種へ就職した方の奨学金の返還額の一部を支援します。	企画課
さらなる負担軽減の検討	粉ミルク購入券、紙おむつ購入補助、学校給食費、教材費、制服購入の支援など財源確保を前提として、さらなる負担軽減の検討を行います。	関係課

施策２　地域の子育て支援・家庭教育支援

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
子育て支援センター《再掲》	親子の交流の促進､子育てに関する相談や情報提供、交流事業などを通じて、子育て中の家庭を支援し、親子、家庭地域社会をつなぐ取組を実施します。	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、アドバイザーが仲介する､地域での相互援助をサポートします。	福祉課
保育所の開放	保育所に入所していない幼児と保護者を対象に、保育所を開放し、集団生活の体験の場、地域でのつながりや子育て不安の解消が図れる場を提供します。	福祉課
一時預かり事業（保育所における一時保育事業）《再掲》	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気等の理由で、家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所で一時的に保育します。	福祉課
親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に､親子間の適切な関係性の構築を目的とし､こどもの発達の状況等に応じた支援を行います。	福祉課
保小中の連携	確かな学力と豊かな人間力の育成を目的に、保育所、小・中学校が連携し、ネットワーク会議の開催や合同研修等を行い、「保小中一貫教育」を進めます。	教育委員会

コミュニティ・スクール 《再掲》	町内全校でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しています。学校と地域住民等が連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を進める中で児童生徒の意見を反映するよう努めます。	教育委員会
地域学校協働本部 《再掲》	学校の依頼に応じてボランティアの派遣や学校における地域学習の支援、児童生徒の地域貢献活動を支援します。	教育委員会
家庭教育支援事業	親の育ちを応援する学習機会の提供と、支援ネットワークの体制づくりを行い、学校・家庭・地域が連携した活動を促進し、親子と地域を結ぶ取組を推進します。	教育委員会
青少年育成伯耆町民会議	学校外活動の支援や活動を支える人材の育成に努め、地域ぐるみでこどもたちの健全育成を推進します。	教育委員会
民生児童委員・主任児童委員活動の推進	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図りながら、身近な子育ての相談や情報提供、見守りを行います。	福祉課
体験活動	通学合宿、沖縄文化交流などの事業を通して、地域や社会への関心を高め、ふるさとに誇りや愛着を持ち、社会の一員として町を支える人材になるよう、児童生徒・青少年の育成に努めます。	教育委員会
スポーツ・文化活動への支援	ジュニアクラブの活動支援や町民対象のスポーツ大会の充実など、スポーツを楽しむ環境を整備します。また、公民館を中心とした文化活動の開催を支援し、豊かな人づくりに努めます。	教育委員会

施策３　仕事と家庭の両立支援の推進

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事をしながら、こどもと向きあう時間を確保するためには、企業における制度の充実や職場における理解と協力が重要です。 そのため、企業及び町民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と、実現のための制度の周知等を行います。	総務課

施策４　ひとり親家庭への支援

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
ひとり親家庭入学支度金	小･中学校に入学する児童を養育している保護者に入学支度金を支給します。	福祉課
児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を別にしている児童の養育者に手当を支給します。	福祉課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭のこども（20歳まで）とその保護者が通院や入院した場合に、医療費の一部を助成します。（特別医療費助成、町医療費助成）	健康対策課
母子父子寡婦福祉貸付金事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と児童の福祉増進を図るため、無利子又は低利で長期の資金を貸し付けます。	福祉課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要なアドバイスをするため、母子・父子自立支援員を配置します。	福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親家庭等の状況･ニーズに応じてプログラムを策定し、これに基づいた各種支援事業等を活用することにより、きめ細かで継続的な自立又は就業に向けた支援を行います。	福祉課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、ひとり親家庭の父または母に対して、就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関において修業するにあたり、生活費の負担の軽減を図るとともに当該資格の取得に給付金を支給します。	福祉課
面会交流支援補助金	面会交流の実施について父母間で書面による取り決めがあり、公益社団法人等による面会交流援助を利用する費用を助成します。	福祉課
養育費に係る公正証書等作成助成金	公証人手数料及び用紙代など公証人役場に支払った費用及び家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代等の経費を助成します。	福祉課
助産施設への入所支援	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、児童福祉法に基づき指定を受けた助産施設での分娩の費用の一部を支援します。	福祉課
母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所･保護し、自立の促進のための生活を支援及び相談、その他の援助を行います。	福祉課

■ 評価の指標

項　目	Ｒ６（実績）	Ｒ11（目標）
子育ては楽しいかについて、「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と回答した人の割合	【就学前児童の保護者】	
	96.6%	98.0%
	【小中学生の保護者】	
	98.0%	98.5%
子育てで出費がかさむと回答した人の割合	【就学前児童の保護者】	
	48.7%	45.0%
	【小中学生の保護者】	
	61.2%	60.0%

基本目標４　地域全体でこども・若者・子育てを支えるまちづくり

こどもや若者の健やかな育ちと子育てを支えるために、地域全体でこどもや若者の育ちと子育て支援に対する関心や理解を深め、一人一人がそれぞれの役割を果たすことができる環境を整えます。

また、こどもや若者、子育て家庭が安全で安心して生活できる環境を整えます。

施策１　ヤングケアラーやひきこもりに関する支援

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
子育て世帯訪問支援事業 《再掲》	家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等を訪問し、家事・育児等を支援します。	福祉課
心の健康相談 《再掲》	心の悩みについて、本人やその家族の相談に、保健師が相談対応します。	福祉課
ヤングケアラーの啓発 《再掲》	ヤングケアラーについてこども自身や周囲の大人が理解し、ヤングケアラーであることに気付けるよう、啓発を行います。	福祉課
ひきこもりサポート事業	ひきこもり状態にある方及びその家族を対象とした居場所づくりや相談対応などのひきこもりサポート活動を行う団体を支援します。	福祉課

施策２　こどもの貧困対策

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
子ども家庭総合支援拠点 《再掲》	18歳未満のこどもとその家庭、妊産婦などを対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとについて、専門の相談員が相談対応します。	福祉課
出産祝金支給 《再掲》	出産時の経済的負担を軽減するため、出産祝金を支給します。	福祉課
妊婦のための支援給付 《再掲》	出産育児関連用品の購入などに係る利用負担軽減を図るため、経済的支援を行います。 ※令和６年度までは出産・子育て応援給付金として実施。	福祉課

児童手当 《再掲》	高校生年代までの児童を養育している人に手当を支給します。	福祉課
児童扶養手当 《再掲》	父母の離婚等により、父又は母と生計を別にしている児童の養育者に手当を支給します。	福祉課
乳児家庭保育支援手当支給事業 《再掲》	生活の安定と乳児期の親子の愛着形成を図るため、家庭で０歳～18か月の幼児を保育する保護者に対して手当を支給します。	福祉課
ひとり親家庭入学支度金 《再掲》	小中学校に入学する児童を養育している保護者に入学支度金を支給します。	福祉課
ひとり親家庭医療費助成 《再掲》	ひとり親家庭のこども（20歳まで）とその保護者が通院や入院した場合に、医療費の一部を助成します。（特別医療費助成、町医療費助成）	福祉課
母子父子寡婦福祉貸付金事業 《再掲》	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と児童の福祉増進を図るため、無利子又は低利で長期の資金を貸し付けます。	福祉課
母子・父子自立支援員の配置 《再掲》	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要なアドバイスをするため、母子・父子自立支援員を配置します。	福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定事業 《再掲》	ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親家庭等の状況・ニーズに応じてプログラムを策定し、これに基づいた各種支援事業等を活用することにより、きめ細かで継続的な自立又は就業に向けた支援を行います。	福祉課
高等職業訓練促進給付金 《再掲》	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、ひとり親家庭の父または母に対して、就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関において修業するにあたり、生活費の負担の軽減を図るとともに当該資格の取得に給付金を支給する。	福祉課
面会交流支援補助金 《再掲》	面会交流の実施について父母間で書面による取り決めがあり、公益社団法人等による面会交流援助を利用する費用を助成します。	福祉課
養育費に係る公正証書等作成助成金 《再掲》	公証人手数料及び用紙代など公証人役場に支払った費用及び家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代等の経費を助成します。	福祉課
助産施設への入所支援 《再掲》	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、児童福祉法に基づき指定を受けた助産施設での分娩の費用の一部を支援します。	福祉課

母子生活支援施設への入所 《再掲》	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所・保護し、自立の促進のための生活を支援及び相談、その他の援助を行います。	福祉課
就学援助費の支給 《再掲》	義務教育を受けている児童生徒の保護者で、経済的に困窮している方に学用品・給食費などを支給します。	教育委員会
生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の自立支援を図るために、生活困窮者に対して、自立相談支援事業を実施します。	福祉課
生活保護	健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長するために、生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	福祉課

施策３　児童虐待防止対策の推進

■ 取組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会の充実・強化	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会における情報管理の徹底や児童相談所をはじめとする関係機関の連携を強化し、要保護児童、要支援児童への適切な支援を図ります。	福祉課
広報・啓発活動の推進	児童虐待の通告先の周知や児童虐待に関する情報の提供など、地域住民などの児童虐待に関する意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進します。	福祉課
児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進	母子保健事業や地域子育て支援事業、相談体制の充実等により、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めます。	関係各課
子ども家庭総合支援拠点 《再掲》	18歳未満のこどもとその家庭、妊産婦などを対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとについて、専門の相談員が相談対応します。	福祉課
こども家庭センター 《再掲》	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、妊産婦や乳幼児への支援と、児童虐待への対応等を一元化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。	福祉課

■ 評価の指標

項　目	Ｒ６（実績）	Ｒ11（目標）
伯耆町は子育てしやすいまちと感じるかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	【就学前児童の保護者】 84.2%	87.0%
	【小中学生の保護者】 81.6%	85.0%

第５章　第３期子ども・子育て支援事業計画

１．教育・保育提供区域の設定

教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、事業の提供区域を設定することとなっています。

本町では、町全域を１つの区域として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、小学校区により設定します。

計画に定めることとされている事項		区域
教育・保育等	①１号認定　（３～５歳、教育のみ）	町全域
	②２号認定　（３～５歳、保育の必要あり）	町全域
	③３号認定　（０～２歳の年齢区分ごと、保育の必要あり）	町全域
	④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	町全域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	町全域
	② 妊婦等包括相談支援事業　※１	町全域
	③ 時間外保育事業（延長保育事業）	町全域
	④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
	⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	町全域
	⑥ 放課後児童健全育成事業	小学校区
	⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	町全域
	⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	町全域
	⑨ 養育支援訪問事業	町全域
	⑩ 子育て世帯訪問支援事業　※２	町全域
	⑪ 児童育成支援拠点事業　※２	町全域
	⑫ 親子関係形成支援事業　※２	町全域
	⑬ 地域子育て支援拠点事業	町全域
	⑭ 一時預かり事業	町全域
	⑮ 病児・病後児保育事業	町全域
	⑯ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町全域
	⑰ 妊婦健診事業	町全域
	⑱ 産後ケア事業　※１	町全域

※１　令和６年の子ども・子育て支援法に改正により新設

※２　令和４年の児童福祉法の改正により新設

２．量の見込み及び確保方策

量の見込みの設定にあたっては、ニーズ調査結果や過去の利用実績等を勘案し、子ども・子育て会議において検討を行いました。

（１）教育・保育等の「量の見込み」及び確保方策

①１号認定

事業概要	満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、２号認定以外のものに対して教育・保育を実施します。
提供施設	幼稚園、認定こども園

■ 量の見込みと確保方策　（単位：人）

	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（必要利用定員総数）	22	19	17	18	18	18
②確保方策	22	19	17	18	18	18
特定教育・保育施設	－	－	－	－	－	－
町外施設	22	19	17	18	18	18
過不足②-①	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】
町内に特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）がないため、町外施設の利用を基本とします。利用にあたっては、町外施設との連携に努めます。

※「量の見込み」は各年度の３月１日時点を見込んでいます。

②２号認定

事業概要	満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の就労又は疾病等により家庭で必要な保育を受けることが困難であるものに対して保育を実施します。
提供施設	保育所、認定こども園

■ 量の見込みと確保方策　（単位：人）

	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（必要利用定員総数）	229	175	162	167	173	170
②確保方策	257	253	253	253	253	253
保育所	253	253	253	253	253	253
町外施設	4					
過不足②-①	28	78	91	86	80	83

【確保の内容】
量の見込みに対して定員は充足しており、現在の体制の維持に努めます。なお、令和５年度から二部保育所を休所していることから、二部保育所を除く４保育所での定員数を計画数値としています。

※「量の見込み」は各年度の３月１日時点を見込んでいます。

③３号認定

事業概要	満３歳未満のこどもであって、保護者の就労又は疾病等により家庭で必要な保育を受けることが困難であるものに対して保育を実施します。
提供施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■ 量の見込みと確保方策

（単位：人）

０歳児	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（必要利用定員総数）	30	27	27	27	26	25
②確保方策	30	27	27	27	27	27
保育所	21	21	21	21	21	21
地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
町外施設	3					
過不足②-①	0	0	0	0	1	2

【確保の内容】
量の見込みに対して定員は充足しており、現在の体制の維持に努めます。
（定員数は、休所中の二部保育所を除く。）

１歳児	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（必要利用定員総数）	45	50	48	49	48	46
②確保方策	57	56	56	56	56	56
保育所	50	50	50	50	50	50
地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
町外施設	1					
過不足②-①	12	6	8	7	8	10

【確保の内容】
量の見込みに対して定員は充足しており、現在の体制の維持に努めます。
（定員数は、休所中の二部保育所を除く。）

２歳児	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（必要利用定員総数）	53	58	56	53	55	53
②確保方策	77	73	73	73	73	73
保育所	66	66	66	66	66	66
地域型保育事業	7	7	7	7	7	7
町外施設	4					
過不足②-①	24	15	17	20	18	20

【確保の内容】
量の見込みに対して定員は充足しており、現在の体制の維持に努めます。
（定員数は、休所中の二部保育所を除く。）

※「量の見込み」は各年度の３月１日時点を見込んでいます。

④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	保育所等を利用していない生後６か月から３歳未満のこどもを対象に、保護者の方の就労要件などを問わず、こどもを保育所などの施設に月一定時間の利用可能枠の中で、保育を利用できる事業です。

■ 量の見込みと確保方策

（単位：人／日）

	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（実利用者数）		－	3	3	3	3
②確保方策		－	3	3	3	3
過不足②-①		－	0	0	0	0

【確保の内容】

事業実施後の利用ニーズの動向を踏まえながら、確保方策を検討します。

また、教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行ができるよう支援します。

※「量の見込み」は、各年４月１日時点を見込んでいます。

（２）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び確保方策

①利用者支援事業

事業概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

子育て世代包括支援センターや子育て支援センターなどの事業において対応を行っているため、量の見込みは算出していません。

②妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：回）

	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（延面談回数）	114	162	165	162	156	153
②確保方策		162	165	162	156	153
過不足②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】
国の考えに合わせ、妊産婦１人につき、こどもが１歳になるまでに３回の面談を行います。

③時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要	保護者の就労や通勤時間の確保のため、保育所等における通常の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：人）

	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（実利用者数）	46	53	53	53	53	53
②確保方策		53	53	53	53	53
過不足②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】
現在の実施体制を維持します。（実施施設：ふたば保育所、こしき保育所、溝口保育所、小規模保育所こどもパル）

④実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園や保育所などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具等実費負担に対して費用の一部を給付する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

直近４年間で本事業の給付対象者がいないため、量の見込みは算出していませんが、今後、必要に応じて検討します。

⑤多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	地域の教育・保育の需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■ 量の見込みと確保方策

直近４年間で本事業の給付対象者がいないため、量の見込みは算出していませんが、今後、必要に応じて検討します。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が就労等により昼間家にいない家庭の小学生の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中の児童の居場所（適切な遊び及び生活の場）を提供する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

（単位：人）

岸本小学校区	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（実利用者数）	89	90	87	75	65	62
下学年	82	85	78	66	56	54
上学年	7	5	9	9	9	8
②確保方策	80	80	80	80	80	80
過不足②-①	△ 9	△ 10	△ 7	5	15	18

【確保の内容】
２つの施設（各定員40人、計80人）で事業を実施します。量の見込みに対して定員は不足しています。１人あたりの面積は確保しているため、現在の体制を維持します。
また、岸本小学校内で実施する「岸本放課後子供教室」と連携して運営を行います。

溝口小学校区	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（実利用者数）	29	23	19	19	17	18
下学年	22	17	14	15	13	14
上学年	7	6	5	4	4	4
②確保方策	40	40	40	40	40	40
過不足②-①	11	17	21	21	23	22

【確保の内容】
量の見込みに対して定員は充足しています。溝口小学校内で実施する「溝口放課後子供教室」と連携して運営を行います。

八郷小学校区	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（実利用者数）	16	23	22	23	20	19
下学年	8	15	17	17	12	11
上学年	8	8	5	6	8	8
②確保方策	25	25	25	25	25	25
過不足②-①	9	2	3	2	5	6
【確保の内容】 量の見込みに対して定員は充足していますが、施設の老朽化が進んでいるため、修繕等を行いながら体制の維持に努めるとともに、利用状況等を見ながら小学校の余裕教室の活用等を検討します。						

二部小学校区	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（実利用者数）	20	11	9	12	8	5
下学年	11	6	5	9	6	3
上学年	9	5	4	3	2	2
②確保方策	15	15	15	15	15	15
過不足②-①	△ 5	4	6	3	7	10
【確保の内容】 保護者等が運営する「たくしクラブ」へ運営費の補助を行い、体制の維持に努めます。量の見込みに対して定員は充足しています。						

※「量の見込み」は各年度の４月１日時点を見込んでいます。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の病気等を理由に、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において、養育・保護する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

（単位：人）

	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（延利用者数）	0	2	2	2	2	2
②確保方策		2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0
【確保の内容】 引き続き、町外の児童養護施設（３か所）と里親へ委託を行い支援体制を確保します。						

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等や母子の心身の状況の把握及び助言などを行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：人）

	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（訪問者数）	57	54	55	54	52	51
②確保方策		54	55	54	52	51
過不足②-①		0	0	0	0	0
【確保の内容】 現在の実施体制を維持します。						

⑨養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が訪問し養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：世帯）

	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（訪問家庭数）	19	13	13	13	13	13
②確保方策		13	13	13	13	13
過不足②-①		0	0	0	0	0
【確保の内容】 現在の実施体制を維持します。						

⑩子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等を訪問し、家事・育児等を支援する事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：人）

	実績	計画				
	Ｒ５	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
①量の見込み（延利用者数）	9	60	60	60	60	60
②確保方策		60	60	60	60	60
過不足②-①		0	0	0	0	0
【確保の内容】 現在の実施体制を維持します。						

⑪児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

現在のところ計画期間中に実施の予定はありませんが、今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

⑫親子関係形成支援事業

事業概要	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

（単位：人）

	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（実利用者数）		5	5	5	5	5
②確保方策		5	5	5	5	5
過不足②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】
他市町村との共同実施により事業を実施します。

⑬地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要	親子の交流の促進、子育てに関する相談や情報提供、交流事業などを通じて、子育て中の家庭を支援し、親子、家庭、地域社会をつなぐ事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：【延利用者数】人、【施設数】か所）

		実績	計画				
		R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み	延利用者数	3,857	4,138	4,044	3,997	3,951	3,834
	施設数	1	1	1	1	1	1
②確保方策（施設数）		1	1	1	1	1	1
過不足②-①		0	0	0	0	0	0

【確保の内容】
岸本保健福祉センター内に設置している「子育て支援センター」で事業を実施します。また、定期的に溝口地域への「出張子育て支援センター」を開設します。

⑭一時預かり事業（保育所における一時保育）

事業概要	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気等の理由で、家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所で一時的に保育する事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：人）

	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（延利用者数）	74	74	71	71	72	71
②確保方策		74	71	71	72	71
過不足②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】
現在の実施体制を維持します。（実施施設：こしき保育所、溝口保育所）

※「幼稚園における在園児を対象とした預かり保育」については、町内に幼稚園がなく利用実態の把握が困難なため、見込み量を算出していません。

⑮病児・病後児保育事業

事業概要	児童が発熱等の急な病気となった場合に、病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：人）

	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（延利用者数）	46	31	29	30	30	29
②確保方策		31	29	30	30	29
過不足②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】
他市町村との共同委託により町外の施設で実施します。現在の実施体制を維持します。

⑯子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、アドバイザーが仲介する、地域での相互援助をサポートする事業です。

■ 量の見込みと確保方策　（単位：件）

	実績	計画				
	R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み（延利用件数）	42	40	38	39	39	38
②確保方策		40	38	39	39	38
過不足②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】
引き続き、会員を募集し、地域での相互援助を維持していきます。

⑰妊婦健診事業

事業概要	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成する事業です。

■ 見込み量と確保方策　（単位：【妊婦数】人、【受診回数】回）

		実績	計画				
		R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み	妊婦数	80	54	55	54	52	51
	受診回数	644	453	461	453	436	428
②確保方策（受診回数）		644	453	461	453	436	428
過不足②-①		0	0	0	0	0	0

【確保の内容】
現在の実施体制を維持します。
（妊婦１人につき、受診券を14回分配布します【多胎妊娠は別に５回分】）

⑱産後ケア事業

事業概要	産後に家族等の支援が得られないなど、支援を必要とする産婦と新生児に対し、産婦人科施設等において母子のケア、育児相談、指導を実施します。

■ 量の見込みと確保方策

（単位：日）

		実績	計画				
		R５	R７	R８	R９	R10	R11
①量の見込み	ショート（延利用日数）	28	30	30	30	30	30
	デイ（延利用日数）	52	55	55	55	55	55
②確保方策	ショート		30	30	30	30	30
	デイ		55	55	55	55	55
過不足②-①	ショート		0	0	0	0	0
	デイ		0	0	0	0	0

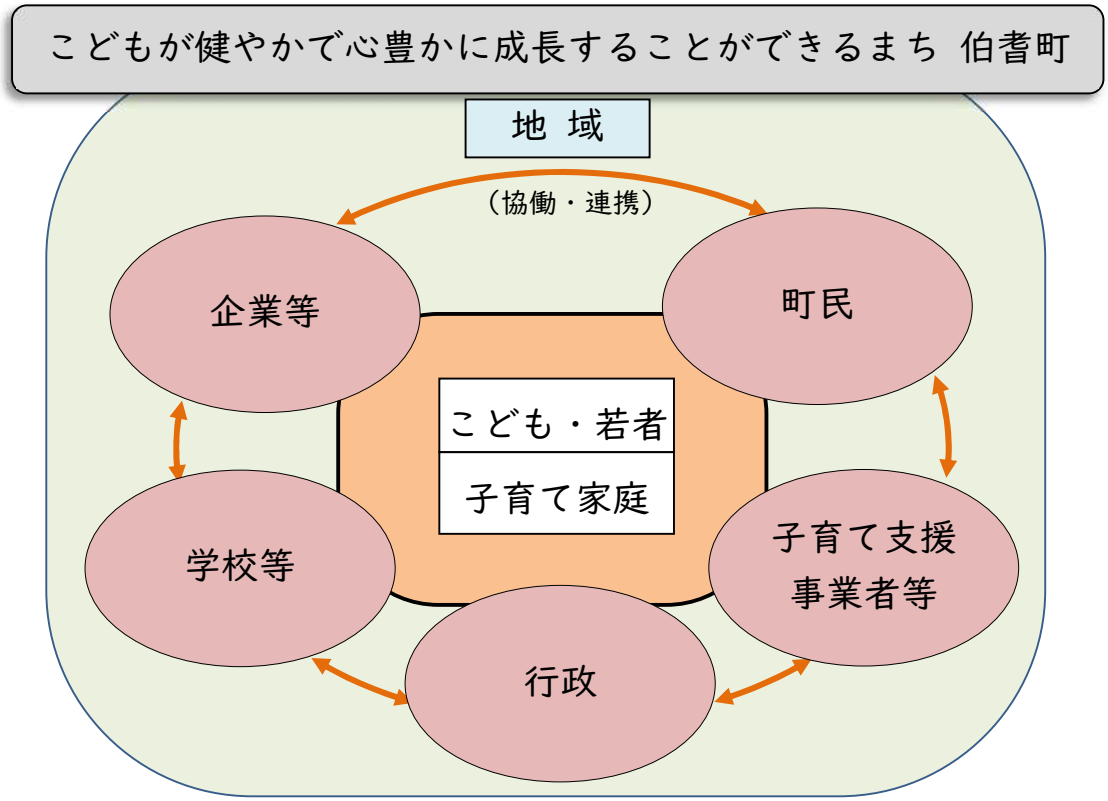
【確保の内容】
現在の実施体制を維持します。

第６章　計画の推進に向けて

１．計画の推進体制

この計画を実効性のあるものとするためには、こどもや若者を権利の主体として認識し、行政や子育て支援関係者だけでなく、家庭や地域、企業、団体などの様々な主体が協働・連携し、施策や事業を展開していく必要があります。町民一人一人が、こどもや若者、子育てへの関心、また子育て支援の重要性に対する理解を深め、町全体で支える体制（土台）が作られるよう取組を進めます。

（推進体制のイメージ）



２．計画の進行管理

この計画の進行管理については、伯耆町子ども・子育て会議において計画の実施状況を点検・評価し、その結果を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

なお、計画期間中においても、住民意識の変化、社会的な動向に応じて弾力的かつ柔軟な運用を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

（ＰＤＣＡサイクルのイメージ）



関係資料

伯耆町子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第１項及びこども基本法（令和４年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第３項の規定に基づき、伯耆町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

（１）　支援法第72条第１項各号に掲げる事務

（２）　基本法第10条第２項の規定による計画の策定及び変更に関する事務

（３）　前２号のほか、こども施策に関し、町長が必要と認める事項

２　子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

（１）　支援法第６条に規定する子どもの保護者

（２）　こども施策に関する事業に従事する者

（３）　こども施策に関し学識経験のある者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。

２　子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成25年10月１日から施行する。

附則（令和５年３月22日条例第６号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附則（令和５年12月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和７年３月24日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

伯耆町子ども・子育て会議委員名簿

（任期）令和６年６月１日～令和８年５月31日

区分	所属団体等	氏名	備考
子どもの保護者	あさひ保育所保護者会	渡邉　智之	副会長
		神庭　美輝	
	岸本小学校ＰＴＡ	岩﨑　奈美	
	二部小学校ＰＴＡ	山根　佳奈子	会長
子ども・子育て事業従事者	ふたば保育所・あさひ保育所 所長	椎木　慈	
	小規模保育所こどもパル 所長	相見　光子	
	子育て支援センター スタッフ	木島　久美	
	岸本放課後児童クラブ 支援員	森　千代美	
	溝口放課後子供教室 コーディネーター	中島　寛	
学識経験者	伯耆町民生児童委員協議会 主任児童委員	長田　修平	
	溝口小学校　校長	幅田　典代	
	伯耆町教育委員	藤原　美枝	

（敬称略）



伯耆町こども計画
令和７年３月策定

発　行　　伯耆町福祉課
〒689-4133　鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
電　話　0859-68-5534
ＦＡＸ　0859-68-3866